

第550回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年1月19日（木）

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第2種共同漁業（張網漁業）及び第1種区画漁業（真珠養殖業）に係る
霞ヶ浦北浦海区漁場計画（案）について【諮問】

(2) 公聴会の開催について【協議】

(3) 令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について【報告】

(4) その他

7 閉 会



漁諮問第14号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条の規定に基づき、霞ヶ浦北浦海区に係る海区漁場計画を別紙のとおり定めたいので、同法第64条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和5年1月11日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

霞ヶ浦北浦海区において現在免許している第2種共同漁業権（張網漁業）18件及び第1種区画漁業権（真珠養殖業）4件の存続期間は、令和5年8月31日をもって満了するが、当該海区における漁業生産力の発展と水産資源の保存及び管理を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり海区漁場計画を定め、意見を求めるものである。

霞ヶ浦北浦海区漁場計画（案）

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 霞北共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県土浦市港町三丁目、蓮河原町及び大岩田地先

ウ 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線並びに基点第122号及び基点第123号を結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図1のとおり）

緯度経度	位置
基点第1号 36° 3.319' N 140° 13.354' E	茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町界上の点
基点第2号 36° 3.769' N 140° 13.224' E	茨城県土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右47.00
基点第3号 36° 4.805' N 140° 13.084' E	茨城県土浦市港町三丁目8番地地先に設置した標柱
基点第122号 36° 4.574' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識
基点第123号 36° 4.473' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市蓮河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識
ア 36° 3.339' N 140° 13.619' E	基点第1号から84度30分（真方位）400メートルの点
イ 36° 3.897' N 140° 13.663' E	基点第2号から70度00分（真方位）700メートルの点
ウ 36° 4.770' N 140° 13.380' E	基点第3号から98度00分（真方位）450メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

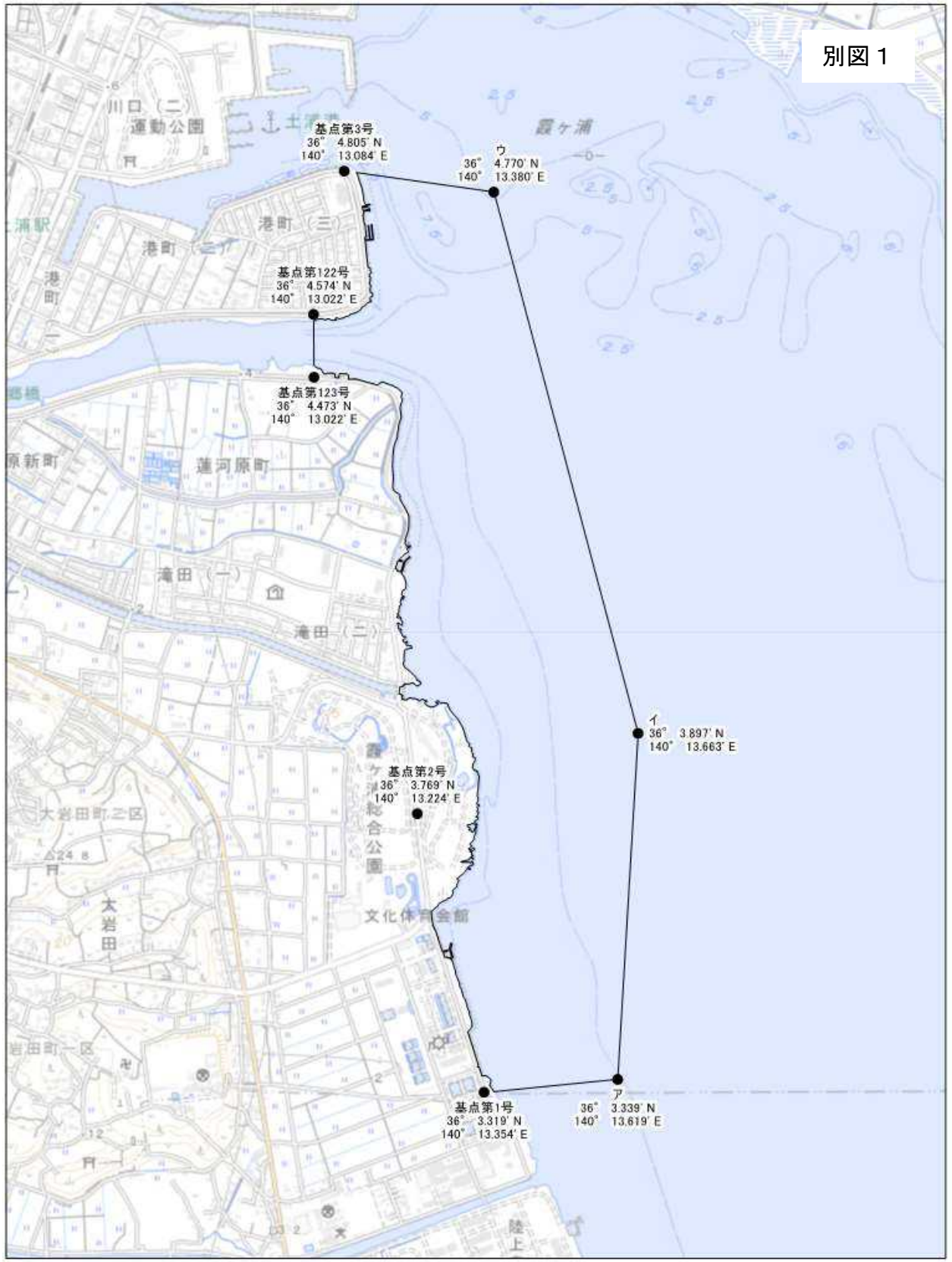
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区 茨城県土浦市

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図1



霞北共第1号

背景図:地理院タイル

2 公示番号 霞北共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県土浦市手野町、田村町及び沖宿町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、オ、カ、ア、イ、ウ、エ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図2のとおり）

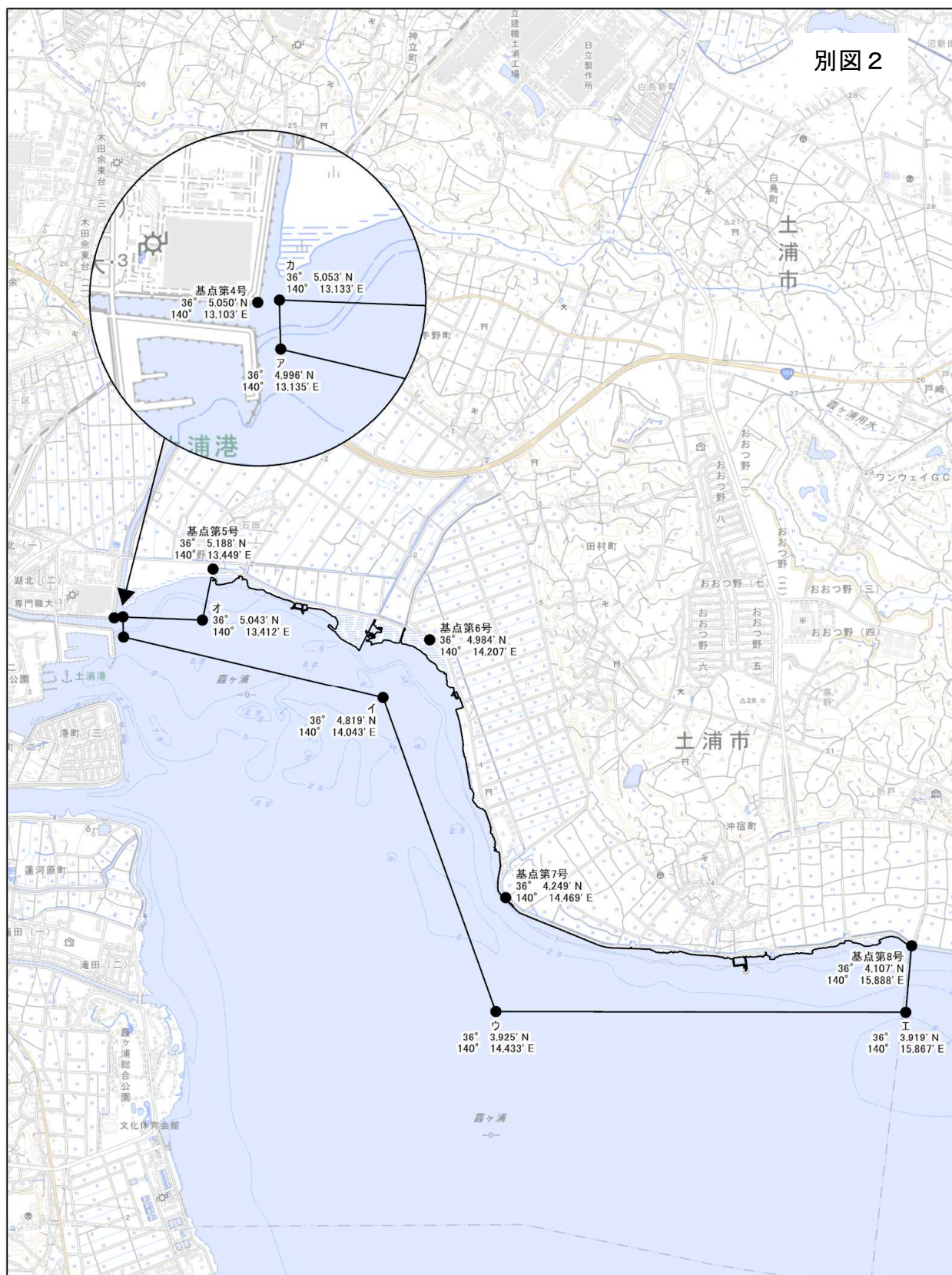
	緯度 経度	位置
基点第4号	36° 5.050' N 140° 13.103' E	茨城県土浦市湖北二丁目8番地地先に設置した標識
基点第5号	36° 5.188' N 140° 13.449' E	茨城県土浦市手野町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中4.25
基点第6号	36° 4.984' N 140° 14.207' E	茨城県土浦市手野町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中5.50
基点第7号	36° 4.249' N 140° 14.469' E	茨城県土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中7.00
基点第8号	36° 4.107' N 140° 15.888' E	茨城県土浦市とかすみがうら市との市界上の点
ア	36° 4.996' N 140° 13.135' E	基点第4号から154度4分18秒（真方位）110.5メートルの点
イ	36° 4.819' N 140° 14.043' E	基点第6号から218度40分（真方位）392メートルの点
ウ	36° 3.925' N 140° 14.433' E	基点第7号から185度00分（真方位）600メートルの点
エ	36° 3.919' N 140° 15.867' E	基点第8号から185度00分（真方位）350メートルの点
オ	36° 5.043' N 140° 13.412' E	基点第5号から191度27分（真方位）273メートルの点
カ	36° 5.053' N 140° 13.133' E	基点第4号から83度3分1秒（真方位）45.9メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (5) 関係地区 茨城県土浦市
- (6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図2



霞北共第2号

背景図: 地理院タイル

3 公示番号 霞北共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第8号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線、基点第10号、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線、基点第16号、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及び基点第20号の各点を順次に結んだ線並びに基点第21号、ナ、ニ、ヌ、ネ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線とかすみがうら市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第119号、ノ、ハ及び基点第120号を順次に結んだ線とかすみがうら市の湖岸線とによって囲まれた区域は除く（別図3のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第8号	36° 4.107' N 140° 15.888' E	茨城県土浦市とかすみがうら市との市界上の点
基点第9号	36° 4.030' N 140° 16.564' E	川尻川河口（茨城県かすみがうら市戸崎地先）左岸に設置した禁止区域基点
基点第10号	36° 3.906' N 140° 16.993' E	茨城県かすみがうら市加茂地先に設置した禁止区域基点
基点第11号	36° 3.640' N 140° 17.598' E	茨城県かすみがうら市加茂地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中12.00
基点第12号	36° 4.055' N 140° 18.767' E	茨城県かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱
基点第13号	36° 3.645' N 140° 19.900' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中16.00
基点第14号	36° 3.736' N 140° 21.552' E	茨城県かすみがうら市坂字川口に設置した標柱
基点第15号	36° 4.298' N 140° 22.524' E	茨城県かすみがうら市坂に設置した保護水面基点
基点第16号	36° 4.811' N 140° 23.237' E	茨城県かすみがうら市田伏に設置した保護水面基点
基点第17号	36° 5.158' N 140° 23.624' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中23.00
基点第18号	36° 5.731' N 140° 22.627' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中25.00

基点第19号	36° 6.188' N 140° 22.961' E	茨城県かすみがうら市柏崎地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 26.50
基点第20号	36° 6.705' N 140° 22.088' E	茨城県かすみがうら市安食と同市柏崎の境界に設置した禁止 区域基点
基点第21号	36° 6.912' N 140° 21.781' E	茨城県かすみがうら市安食地先に設置した禁止区域基点
基点第22号	36° 7.230' N 140° 21.035' E	茨城県かすみがうら市安食地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 30.00
基点第23号	36° 7.371' N 140° 20.415' E	茨城県かすみがうら市安食地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 31.00
基点第24号	36° 7.674' N 140° 19.998' E	茨城県かすみがうら市と石岡市との市界上の点
基点第119号	36° 3.944' N 140° 19.085' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 14.50から116度15分(真方位)157メートルの点に設置した標柱
基点第120号	36° 3.760' N 140° 19.493' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 15.50から298度15分(真方位)146.5メートルの点に設置した標 柱
ア	36° 3.919' N 140° 15.867' E	基点第8号から185度00分(真方位)350メートルの点
イ	36° 3.858' N 140° 16.468' E	基点第9号から204度00分(真方位)350メートルの点
ウ	36° 3.561' N 140° 16.801' E	基点第10号から204度00分(真方位)700メートルの点
エ	36° 3.276' N 140° 17.331' E	基点第11号から210度35分(真方位)784メートルの点
オ	36° 3.267' N 140° 17.768' E	基点第11号から159度30分(真方位)735メートルの点
カ	36° 3.845' N 140° 18.638' E	基点第12号から206度15分(真方位)433メートルの点
キ	36° 3.416' N 140° 19.892' E	基点第13号から181度20分(真方位)422メートルの点
ク	36° 3.557' N 140° 20.925' E	基点第14号から250度15分(真方位)998メートルの点
ケ	36° 3.525' N 140° 21.517' E	基点第14号から187度30分(真方位)394メートルの点
コ	36° 3.023' N 140° 21.947' E	基点第14号から155度30分(真方位)1,445メートルの点
サ	36° 3.217' N 140° 22.402' E	基点第14号から126度40分(真方位)1,597メートルの点

シ	36° 3.991' N 140° 22.796' E	基点第15号から144度00分（真方位）700メートルの点
ス	36° 4.636' N 140° 23.392' E	基点第16号から144度00分（真方位）400メートルの点
セ	36° 5.086' N 140° 23.854' E	基点第17号から110度40分（真方位）370メートルの点
ソ	36° 5.470' N 140° 23.873' E	基点第17号から32度35分（真方位）688メートルの点
タ	36° 5.848' N 140° 22.746' E	基点第18号から38度58分（真方位）280メートルの点
チ	36° 6.065' N 140° 23.162' E	基点第19号から126度30分（真方位）378メートルの点
ツ	36° 6.226' N 140° 23.173' E	基点第19号から77度20分（真方位）326メートルの点
テ	36° 6.344' N 140° 23.079' E	基点第19号から31度15分（真方位）338メートルの点
ト	36° 6.862' N 140° 22.271' E	基点第20号から43度00分（真方位）400メートルの点
ナ	36° 7.050' N 140° 21.941' E	基点第21号から43度00分（真方位）350メートルの点
ニ	36° 7.461' N 140° 21.022' E	基点第22号から357度05分（真方位）428メートルの点
ヌ	36° 7.552' N 140° 20.491' E	基点第23号から18度31分（真方位）355メートルの点
ネ	36° 7.740' N 140° 20.152' E	基点第24号から62度00分（真方位）260メートルの点
ノ	36° 3.801' N 140° 18.988' E	基点第119号から208度30分（真方位）300メートルの点
ハ	36° 3.618' N 140° 19.397' E	基点第120号から208度30分（真方位）300メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

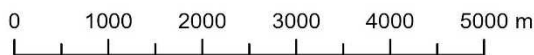
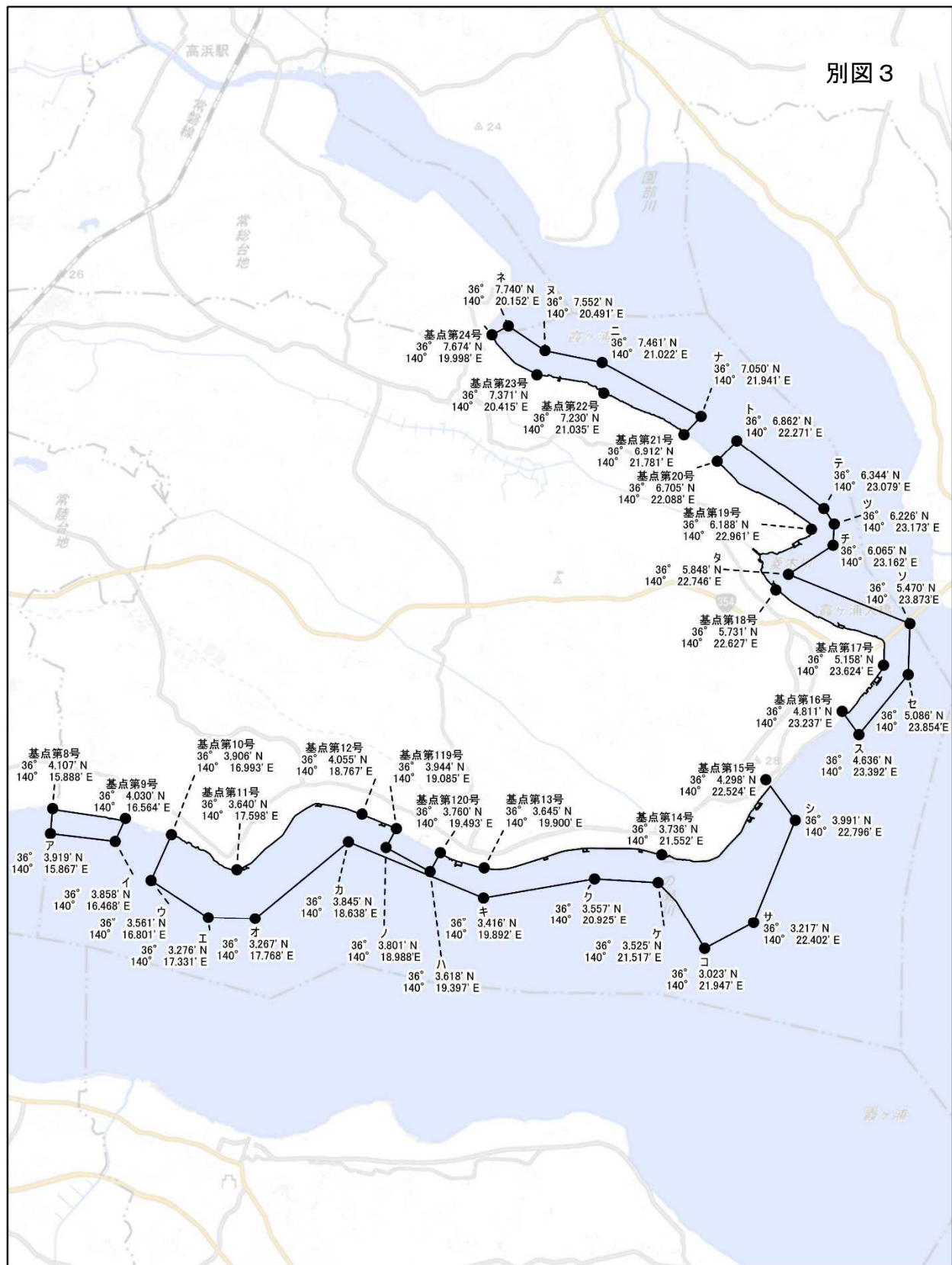
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区 茨城県かすみがうら市

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図3



霞北共第3号

背景図: 地理院タイル

4 公示番号 霞北共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村地先

ウ 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と石岡市及び小美玉市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のサ、シ、ス、セ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域は除く（別図4のとおり）

	緯度経度	位置
基点第24号	36° 7.674' N 140° 19.998' E	茨城県かすみがうら市と石岡市との市界上の点
基点第25号	36° 8.056' N 140° 20.175' E	茨城県石岡市井関地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中32.75
基点第26号	36° 8.676' N 140° 19.240' E	茨城県石岡市石川地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中35.00
基点第27号	36° 8.905' N 140° 18.755' E	茨城県石岡市石川字石川地先に設置した標柱
基点第28号	36° 9.450' N 140° 19.289' E	茨城県小美玉市高崎字高崎地先に設置した標柱
基点第29号	36° 9.021' N 140° 20.029' E	茨城県小美玉市高崎地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左31.50
基点第30号	36° 8.861' N 140° 20.202' E	茨城県小美玉市下玉里字下滝地先に設置した標柱
基点第31号	36° 8.378' N 140° 20.551' E	茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左30.00
基点第32号	36° 8.953' N 140° 21.418' E	園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識
ア	36° 7.740' N 140° 20.152' E	基点第24号から62度00分（真方位）260メートルの点
イ	36° 8.192' N 140° 20.429' E	基点第25号から56度15分（真方位）457メートルの点
ウ	36° 8.940' N 140° 19.427' E	基点第26号から29度37分（真方位）564メートルの点

エ	36° 8.814' N 140° 19.252' E	基点第26号から3度48分（真方位）256メートルの点
オ	36° 9.013' N 140° 18.864' E	基点第27号から39度00分（真方位）258メートルの点
カ	36° 9.282' N 140° 19.120' E	基点第28号から219度00分（真方位）400メートルの点
キ	36° 8.789' N 140° 20.103' E	基点第30号から228度00分（真方位）200メートルの点
ク	36° 8.681' N 140° 19.953' E	基点第30号から228度00分（真方位）500メートルの点
ケ	36° 8.228' N 140° 20.512' E	基点第31号から191度35分（真方位）284メートルの点
コ	36° 7.990' N 140° 21.751' E	基点第32号から164度00分（真方位）1,850メートルの点
サ	36° 9.011' N 140° 20.036' E	基点第29号から148度28分（真方位）20メートルの点
シ	36° 9.002' N 140° 20.052' E	基点第29号から134度23分（真方位）48メートルの点
ス	36° 8.999' N 140° 20.048' E	基点第29号から144度17分（真方位）49メートルの点
セ	36° 9.010' N 140° 20.035' E	基点第29号から157度15分（真方位）21メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

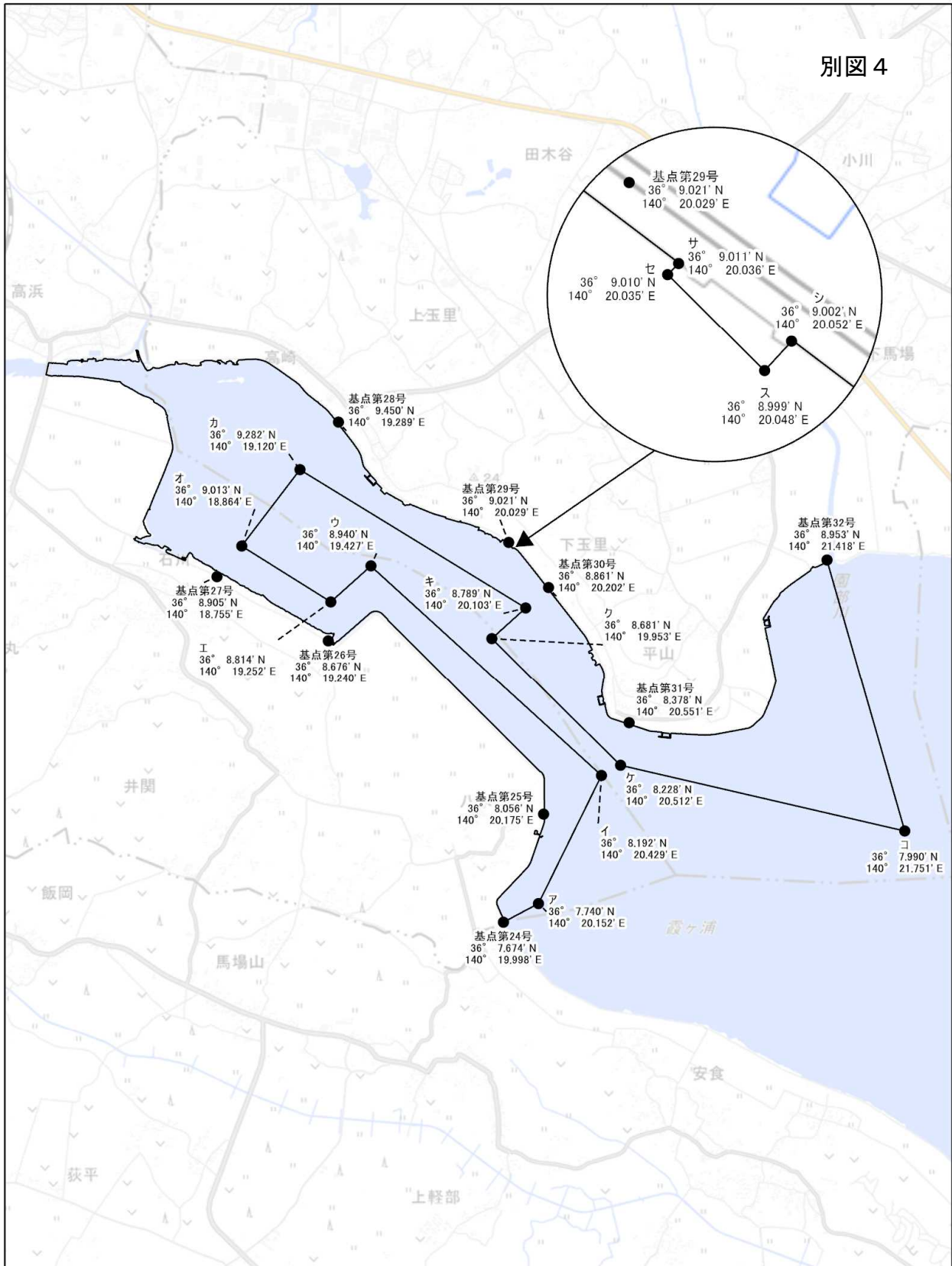
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区 茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図4



霞北共第4号

背景図: 地理院タイル

5 公示番号 霞北共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県小美玉市小川並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔及び浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第32号、ア、イ、ウ及び基点第34号の各点を順次に結んだ線並びに基点第35号、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と小美玉市及び行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図5のとおり）

	緯度経度	位置
基点第32号	36° 8.953' N 140° 21.418' E	園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識
基点第33号	36° 8.970' N 140° 21.923' E	茨城県行方市沖洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左27.00
基点第34号	36° 8.204' N 140° 22.991' E	茨城県行方市羽生地先に設置した禁止区域基点
基点第35号	36° 7.943' N 140° 23.093' E	茨城県行方市八木蒔地先に設置した禁止区域基点
基点第36号	36° 7.431' N 140° 23.687' E	茨城県行方市八木蒔地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左23.00
基点第37号	36° 6.941' N 140° 23.952' E	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左22.00
基点第38号	36° 6.316' N 140° 23.794' E	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.75
ア	36° 8.771' N 140° 21.481' E	基点第32号から164度00分（真方位）350メートルの点
イ	36° 8.788' N 140° 21.988' E	基点第33号から163度30分（真方位）350メートルの点
ウ	36° 8.095' N 140° 22.801' E	基点第34号から234度30分（真方位）350メートルの点
エ	36° 7.803' N 140° 22.848' E	基点第35号から234度30分（真方位）450メートルの点
オ	36° 7.444' N 140° 23.393' E	基点第36号から272度55分（真方位）443メートルの点

カ	36° 6.759' N 140° 23.761' E	基点第37号から220度00分（真方位）442メートルの点
キ	36° 6.512' N 140° 23.615' E	基点第38号から323度00分（真方位）450メートルの点
ク	36° 6.283' N 140° 23.564' E	基点第38号から259度30分（真方位）350メートルの点

(2) 制限又は条件

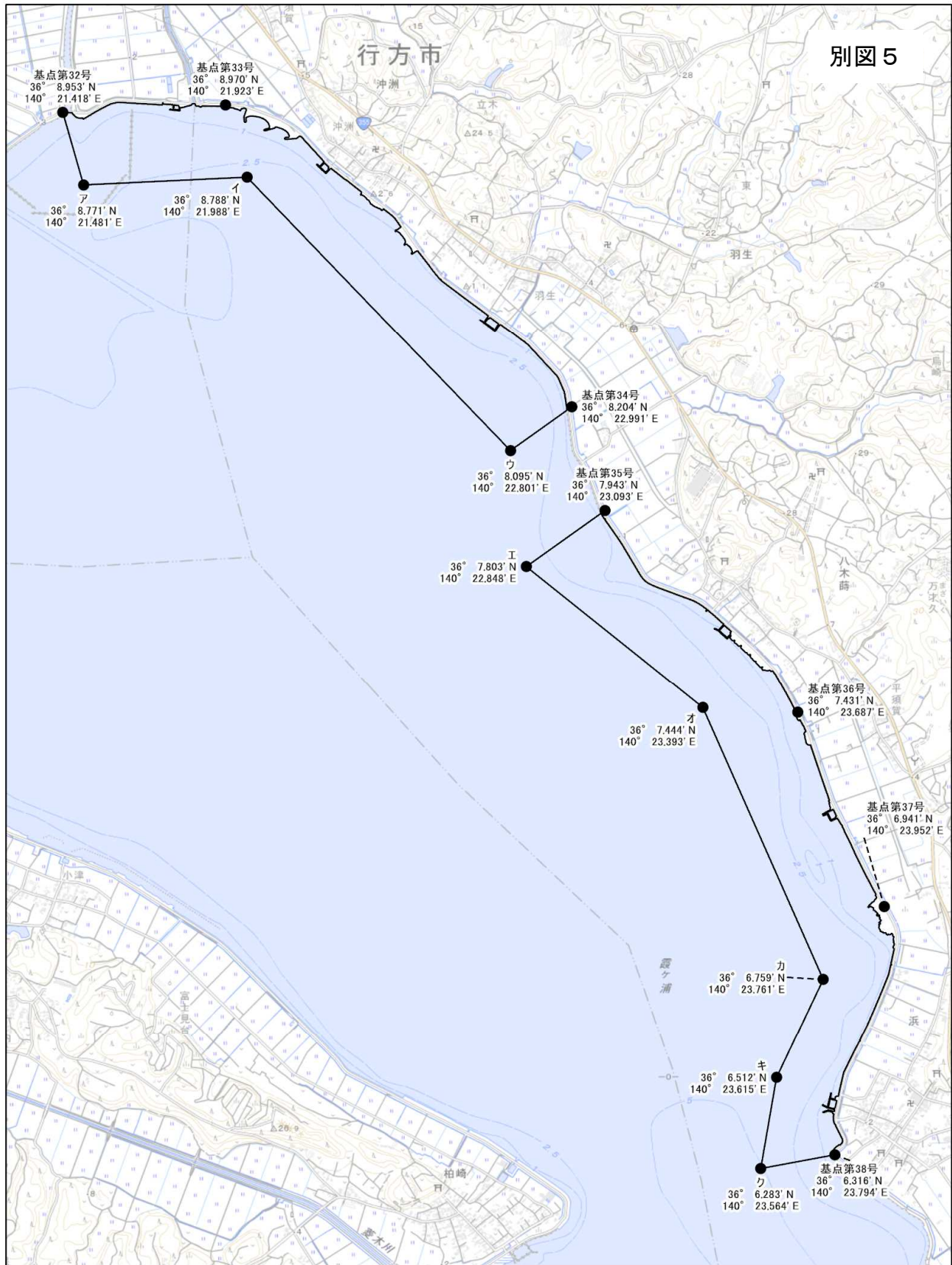
ア 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和5年9月1日

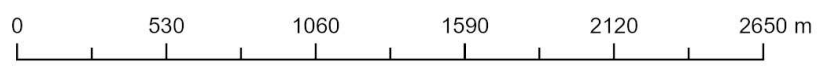
(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区 茨城県小美玉市のうち旧東茨城郡小川町並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔、浜、谷島、
捻木、若海及び芹沢

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



別図5



震北共第5号

背景図: 地理院タイル

6 公示番号 霞北共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿地先

ウ 漁場の区域

次の基点第38号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図6のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第38号	36° 6.316' N 140° 23.794' E	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.75
基点第39号	36° 6.087' N 140° 24.093' E	茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左20.00
基点第40号	36° 5.326' N 140° 24.863' E	茨城県行方市玉造甲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左18.00
基点第41号	36° 4.429' N 140° 25.081' E	茨城県行方市手賀地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左16.25
基点第42号	36° 2.949' N 140° 26.321' E	茨城県行方市荒宿と同市五町田との境界に設置した標識
ア	36° 6.283' N 140° 23.564' E	基点第38号から259度30分（真方位）350メートルの点
イ	36° 6.077' N 140° 23.824' E	基点第39号から267度15分（真方位）405メートルの点
ウ	36° 5.555' N 140° 23.913' E	基点第39号から195度02分（真方位）1,020メートルの点
エ	36° 5.144' N 140° 24.786' E	基点第40号から198度40分（真方位）356メートルの点
オ	36° 4.806' N 140° 24.669' E	基点第41号から318度07分（真方位）932メートルの点
カ	36° 4.265' N 140° 24.761' E	基点第41号から237度22分（真方位）568メートルの点
キ	36° 4.063' N 140° 24.857' E	基点第41号から206度02分（真方位）756メートルの点

ク	36° 2.760' N 140° 26.039' E	基点第42号から230度00分（真方位）550メートルの点
---	--------------------------------	-------------------------------

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

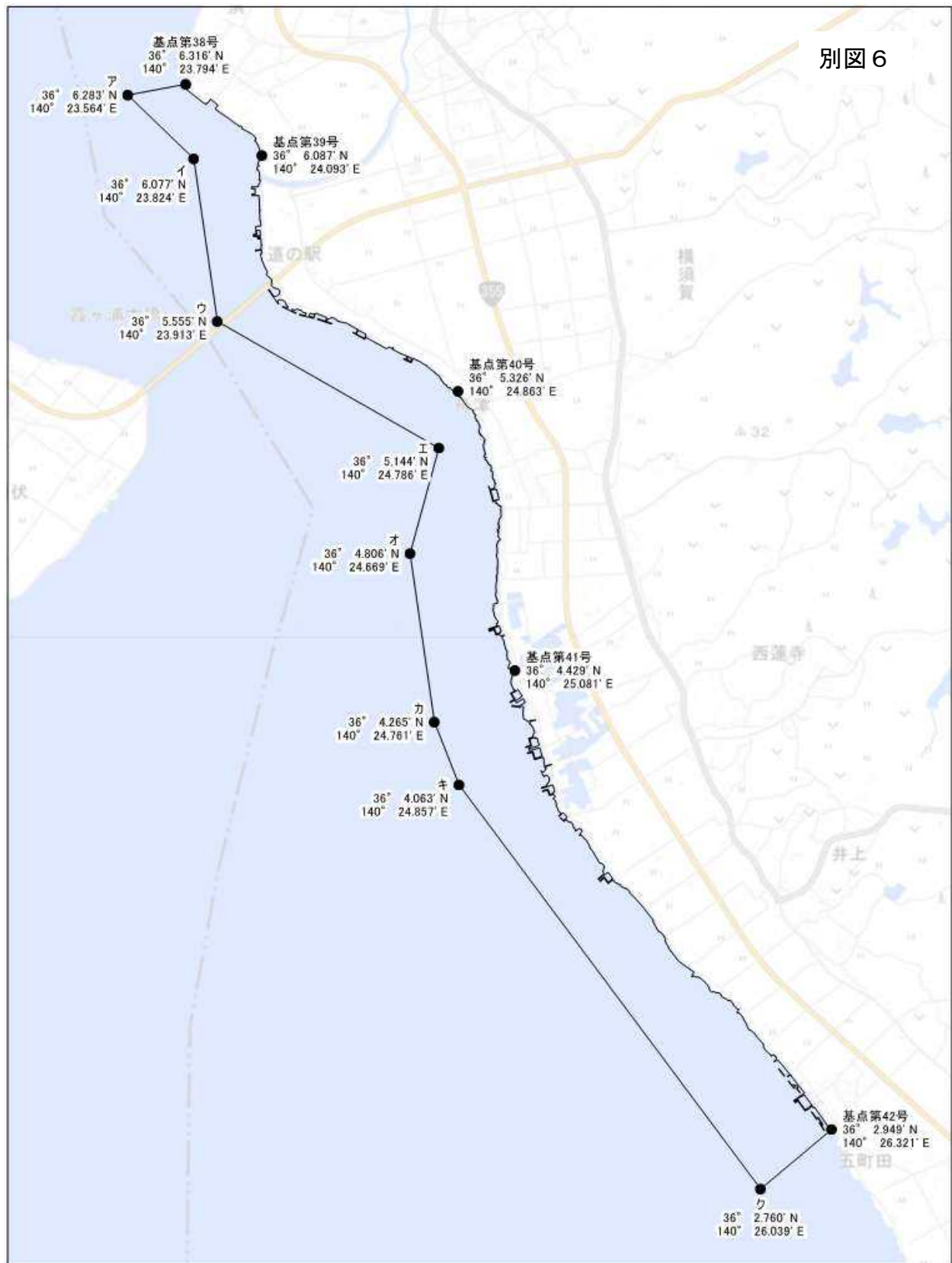
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区 茨城県行方市浜、玉造甲、玉造乙、手賀、西蓮寺、井上、荒宿、藤井及び井上藤井

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図6



霞北共第6号



0 675 1350 2025 2700 3375 m

背景図: 地理院タイル

7 公示番号 霞北共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市五町田、船子、於下、行方、橋門、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市三島、大島、境島及び本新地先

ウ 漁場の区域

次の基点第42号、ア、イ、ウ、エ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線、基点第46号、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及び基点第121号の各点を順次に結んだ線並びに基点第48号及びセを結んだ線と行方市、潮来市、稲敷市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面（別図7のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第42号	36° 2.949' N 140° 26.321' E	茨城県行方市荒宿と同市五町田との境界に設置した標識
基点第43号	36° 1.747' N 140° 27.115' E	茨城県行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右10.00
基点第44号	35° 59.975' N 140° 28.232' E	茨城県行方市島並と同市麻生との境界に設置した標柱
基点第45号	35° 59.568' N 140° 28.378' E	茨城県行方市麻生字新田地先に設置した禁止区域基点
基点第46号	35° 59.245' N 140° 28.481' E	茨城県行方市麻生字天王崎地先に設置した禁止区域基点
基点第47号	35° 58.458' N 140° 30.021' E	茨城県行方市と潮来市との市界に設置した標柱
基点第48号	35° 57.259' N 140° 31.192' E	茨城県潮来市上戸芝宿地先に設置した標柱
基点第49号	35° 57.477' N 140° 29.906' E	茨城県潮来市と稲敷市との市界上の点
基点第121号	35° 57.503' N 140° 28.650' E	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右2.75から282度05分（真方位）121メートルの点に設置した標柱
ア	36° 2.708' N 140° 25.962' E	基点第42号から230度00分（真方位）700メートルの点
イ	36° 1.637' N 140° 26.810' E	基点第43号から245度40分（真方位）500メートルの点

ウ	36° 0.007' N 140° 27.822' E	基点第44号から275度00分（真方位）618メートルの点
エ	35° 59.441' N 140° 27.939' E	基点第45号から250度00分（真方位）700メートルの点
オ	35° 59.229' N 140° 28.129' E	基点第46号から266度30分（真方位）530メートルの点
カ	35° 58.919' N 140° 28.320' E	基点第46号から201度30分（真方位）650メートルの点
キ	35° 58.575' N 140° 29.530' E	基点第47号から286度00分（真方位）770メートルの点
ク	35° 58.340' N 140° 29.067' E	基点第47号から261度00分（真方位）1,450メートルの点
ケ	35° 58.019' N 140° 29.345' E	基点第47号から231度00分（真方位）1,300メートルの点
コ	35° 58.188' N 140° 29.605' E	基点第47号から231度00分（真方位）800メートルの点
サ	35° 57.733' N 140° 29.477' E	基点第49号から306度00分（真方位）800メートルの点
シ	35° 57.862' N 140° 29.263' E	基点第49号から306度00分（真方位）1,200メートルの点
ス	35° 57.898' N 140° 28.758' E	基点第121号から12度05分（真方位）747メートルの点
セ	35° 57.138' N 140° 31.104' E	基点第48号から210度00分（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

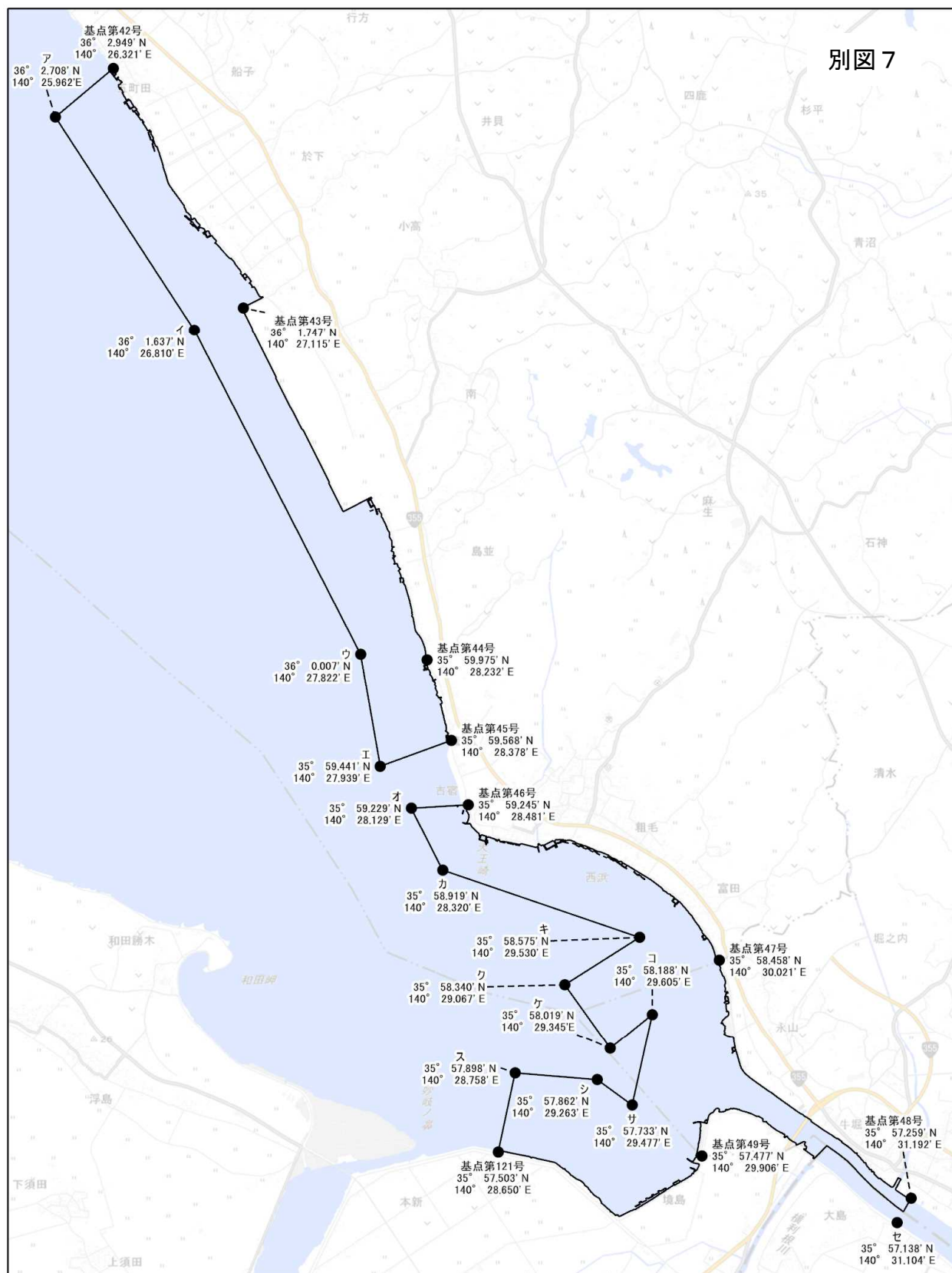
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

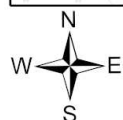
(5) 関係地区 茨城県行方市五町田、今宿、於下、行方、小高、橋門、南、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山及び島須、牛堀及び上戸並びに稲敷市のうち旧稲敷郡東町

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図7



震北共第7号



背景図: 地理院タイル

8 公示番号 霞北共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市本新、浮島及び西の洲地先

ウ 漁場の区域

次の基点第121号、ア、イ、基点第51号及び基点第50号の各点を順次に結んだ線、基点第52号、ウ、エ、オ、カ及び基点第55号の各点を順次に結んだ線並びに基点第56号、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と稲敷市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図8のとおり）

	緯度経度	位置
基点第121号	35° 57.503' N 140° 28.650' E	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右2.75から282度05分（真方位）121メートルの点に設置した標柱
基点第50号	35° 57.480' N 140° 28.242' E	茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右3.50
基点第51号	35° 57.590' N 140° 28.081' E	茨城県稲敷市浮島字尾島妙岐地先に設置した禁止区域基点
基点第52号	35° 57.748' N 140° 27.857' E	基点第51号から310度00分（真方位）550メートルの点に設置した禁止区域基点
基点第53号	35° 57.844' N 140° 27.361' E	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右9.00
基点第54号	35° 58.635' N 140° 26.796' E	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右12.00
基点第55号	35° 58.976' N 140° 25.627' E	茨城県稲敷市浮島字才勝地先に設置した禁止区域基点
基点第56号	35° 59.110' N 140° 25.162' E	茨城県稲敷市浮島字西の洲と字才勝との字界に設置した禁止区域基点
基点第57号	35° 59.280' N 140° 23.969' E	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右16.75
基点第58号	35° 59.158' N 140° 23.898' E	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右17.00
ア	35° 57.898' N 140° 28.758' E	基点第121号から12度05分（真方位）747メートルの点
イ	35° 57.942' N 140° 28.389' E	基点第51号から35度00分（真方位）800メートルの点

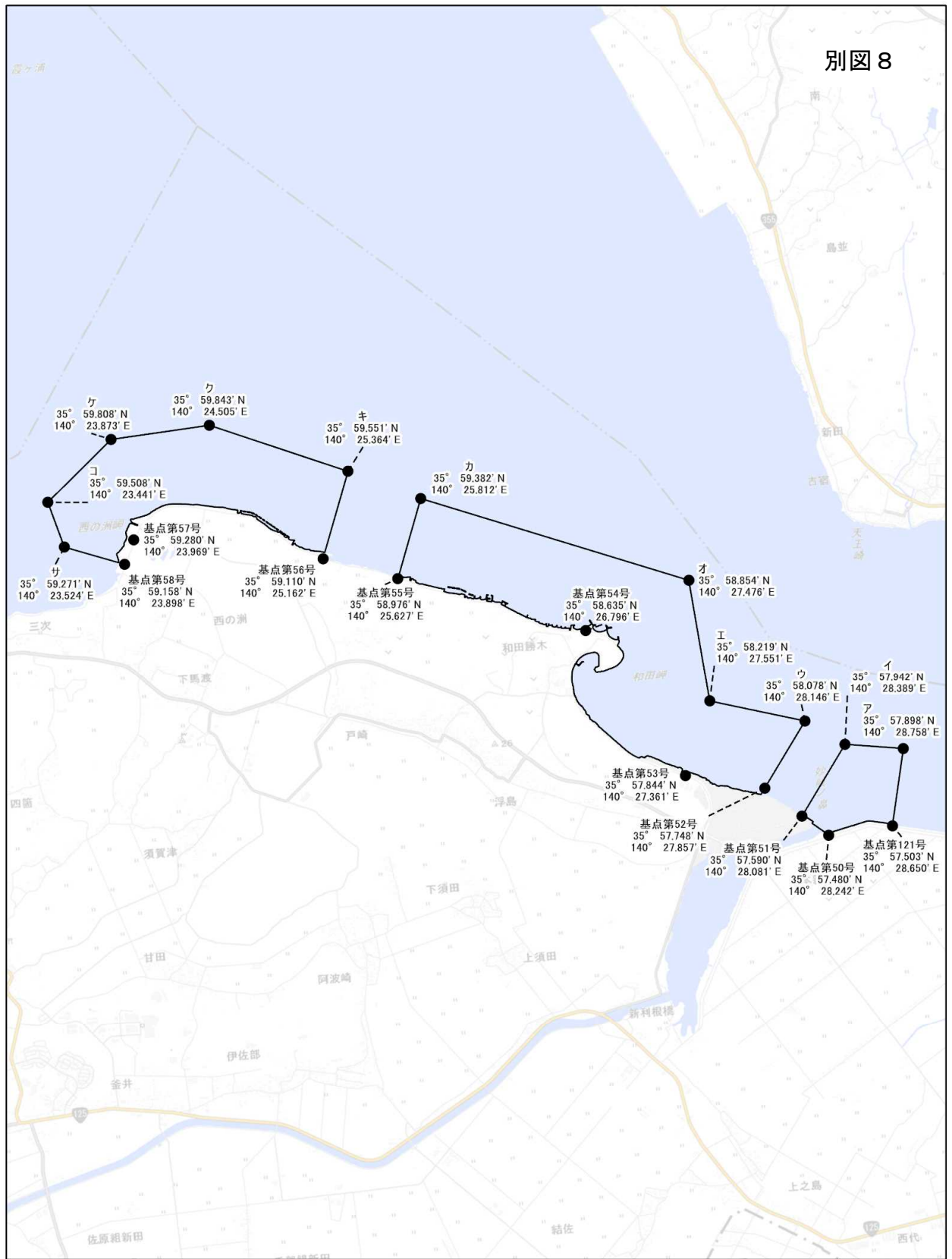
ウ	35° 58.078' N 140° 28.146' E	基点第52号から35度00分（真方位）750メートルの点
エ	35° 58.219' N 140° 27.551' E	基点第53号から22度00分（真方位）750メートルの点
オ	35° 58.854' N 140° 27.476' E	基点第54号から68度00分（真方位）1,100メートルの点
カ	35° 59.382' N 140° 25.812' E	基点第55号から20度00分（真方位）800メートルの点
キ	35° 59.551' N 140° 25.364' E	基点第56号から20度00分（真方位）870メートルの点
ク	35° 59.843' N 140° 24.505' E	基点第57号から37度22分27秒（真方位）1,315.4メートルの点
ケ	35° 59.808' N 140° 23.873' E	基点第57号から351度16分21秒（真方位）987.3メートルの点
コ	35° 59.508' N 140° 23.441' E	基点第57号から297度39分27秒（真方位）899.2メートルの点
サ	35° 59.271' N 140° 23.524' E	基点第58号から290度00分（真方位）600メートルの点

(2) 制限又は条件

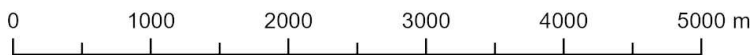
ア 船舶の航行を妨げてはならない。

- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (5) 関係地区 茨城県稲敷市浮島
- (6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 8



霞北共第8号



背景図: 地理院タイル

9 公示番号 霞北共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市三次、飯出、古渡及び信太古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と稲敷市及び稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域（別図9のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第58号	35° 59.158' N 140° 23.898' E	茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右17.00
基点第59号	35° 59.004' N 140° 22.094' E	茨城県稲敷市飯出地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右20.00
基点第60号	35° 59.741' N 140° 21.543' E	茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱
ア	35° 59.271' N 140° 23.524' E	基点第58号から290度00分（真方位）600メートルの点
イ	35° 59.220' N 140° 22.096' E	基点第59号から0度00分（真方位）400メートルの点
ウ	35° 59.393' N 140° 21.602' E	基点第60号から171度50分（真方位）650メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

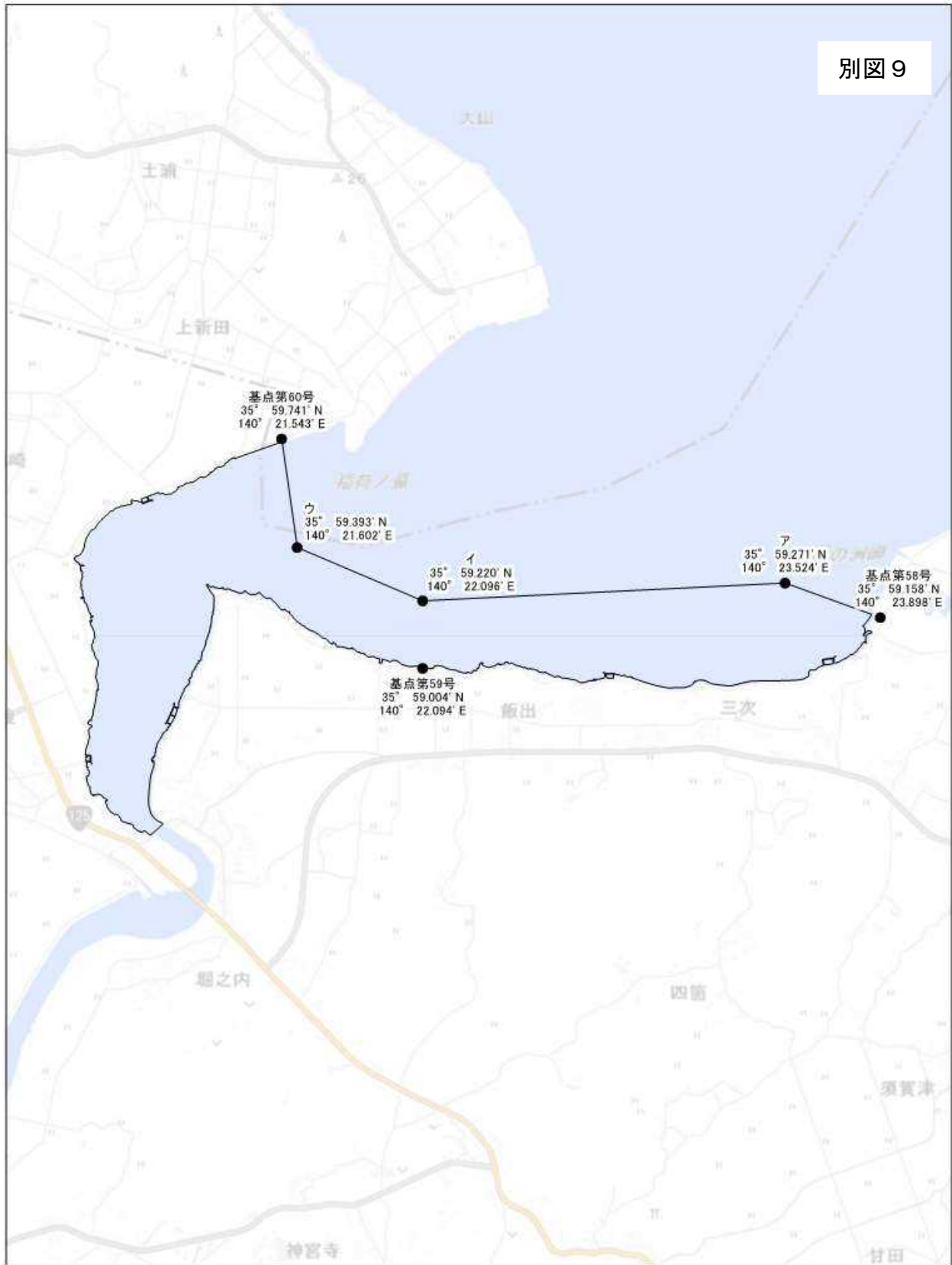
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区 茨城県稲敷市下馬渡、上馬渡、三次、飯出、岡飯出及び古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図9



霞北共第9号



背景図: 地理院タイル

10 公示番号 霞北共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷郡美浦村地先

ウ 漁場の区域

次の基点第60号、ア、イ、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線、基点第63号、オ、カ、キ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線並びに基点第65号、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第66号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域（別図10のとおり）

	緯度経度	位置
基点第60号	35° 59.741' N 140° 21.543' E	茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱
基点第61号	36° 0.167' N 140° 22.586' E	茨城県稲敷郡美浦村大山地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右28.25
基点第62号	36° 1.138' N 140° 21.507' E	茨城県稲敷郡美浦村馬掛字一斗内地先に設置した保護水面基点
基点第63号	36° 1.289' N 140° 21.338' E	茨城県稲敷郡美浦村馬掛字内出地先に設置した保護水面基点
基点第64号	36° 1.817' N 140° 19.013' E	茨城県稲敷郡美浦村大須賀津字塚下地先に設置した禁止区域基点
基点第65号	36° 1.822' N 140° 18.613' E	茨城県稲敷郡美浦村大須賀津字小作地先に設置した禁止区域基点
基点第66号	36° 2.061' N 140° 16.183' E	茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識
ア	35° 59.393' N 140° 21.602' E	基点第60号から171度50分（真方位）650メートルの点
イ	36° 0.165' N 140° 23.118' E	基点第61号から90度00分（真方位）800メートルの点
ウ	36° 0.739' N 140° 23.030' E	基点第61号から32度00分（真方位）1,250メートルの点
エ	36° 1.442' N 140° 21.885' E	基点第62号から45度00分（真方位）800メートルの点
オ	36° 1.513' N 140° 21.616' E	基点第63号から45度00分（真方位）588メートルの点

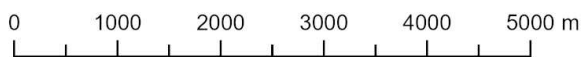
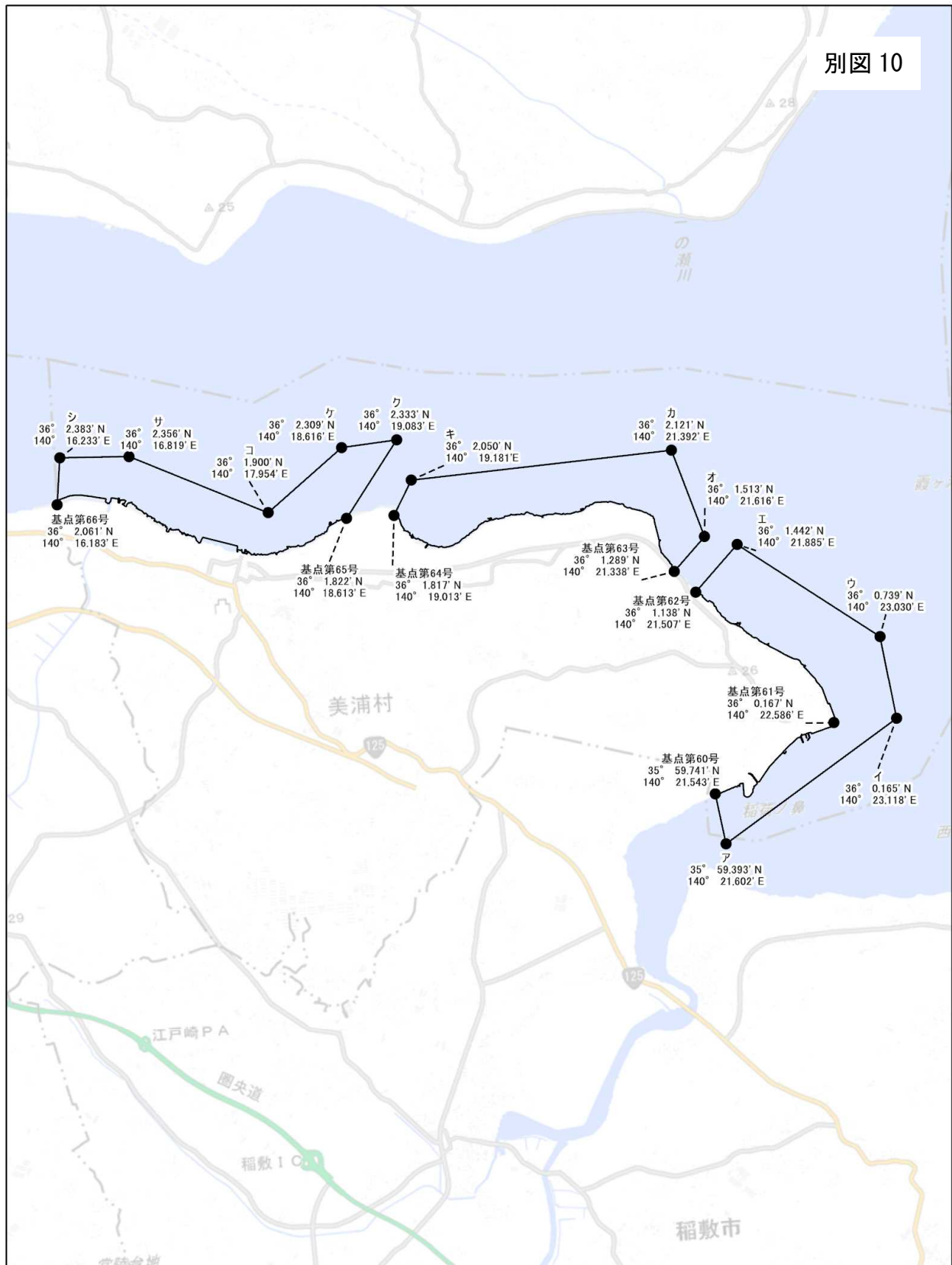
カ	36° 2.121' N 140° 21.392' E	基点第63号から2度42分10秒（真方位）1,541メートルの点
キ	36° 2.050' N 140° 19.181' E	基点第64号から30度00分（真方位）500メートルの点
ク	36° 2.333' N 140° 19.083' E	基点第65号から36度30分（真方位）1,180メートルの点
ケ	36° 2.309' N 140° 18.616' E	基点第65号から0度00分（真方位）900メートルの点
コ	36° 1.900' N 140° 17.954' E	基点第65号から278度00分（真方位）1,000メートルの点
サ	36° 2.356' N 140° 16.819' E	基点第66号から60度00分（真方位）1,100メートルの点
シ	36° 2.383' N 140° 16.233' E	基点第66号から7度00分（真方位）600メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (5) 関係地区 茨城県稲敷郡美浦村
- (6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 10



霞北共第10号

背景図: 地理院タイル

11 公示番号 霞北共第 11 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷郡阿見町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 66 号、ア、イ、ウ及び基点第 1 号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 11 のとおり）

	緯 度 経 度	位 置
基点第66号	36° 2.061' N 140° 16.183' E	茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識
基点第67号	36° 2.786' N 140° 13.652' E	水天宮（茨城県稲敷郡阿見町廻戸地先）の祠
基点第 1 号	36° 3.319' N 140° 13.354' E	茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町界上の点
ア	36° 2.329' N 140° 16.225' E	基点第66号から7度00分（真方位）500メートルの点
イ	36° 2.870' N 140° 13.972' E	基点第67号から71度46分7秒（真方位）504.9メートルの点
ウ	36° 3.342' N 140° 13.653' E	基点第 1 号から84度30分（真方位）450メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

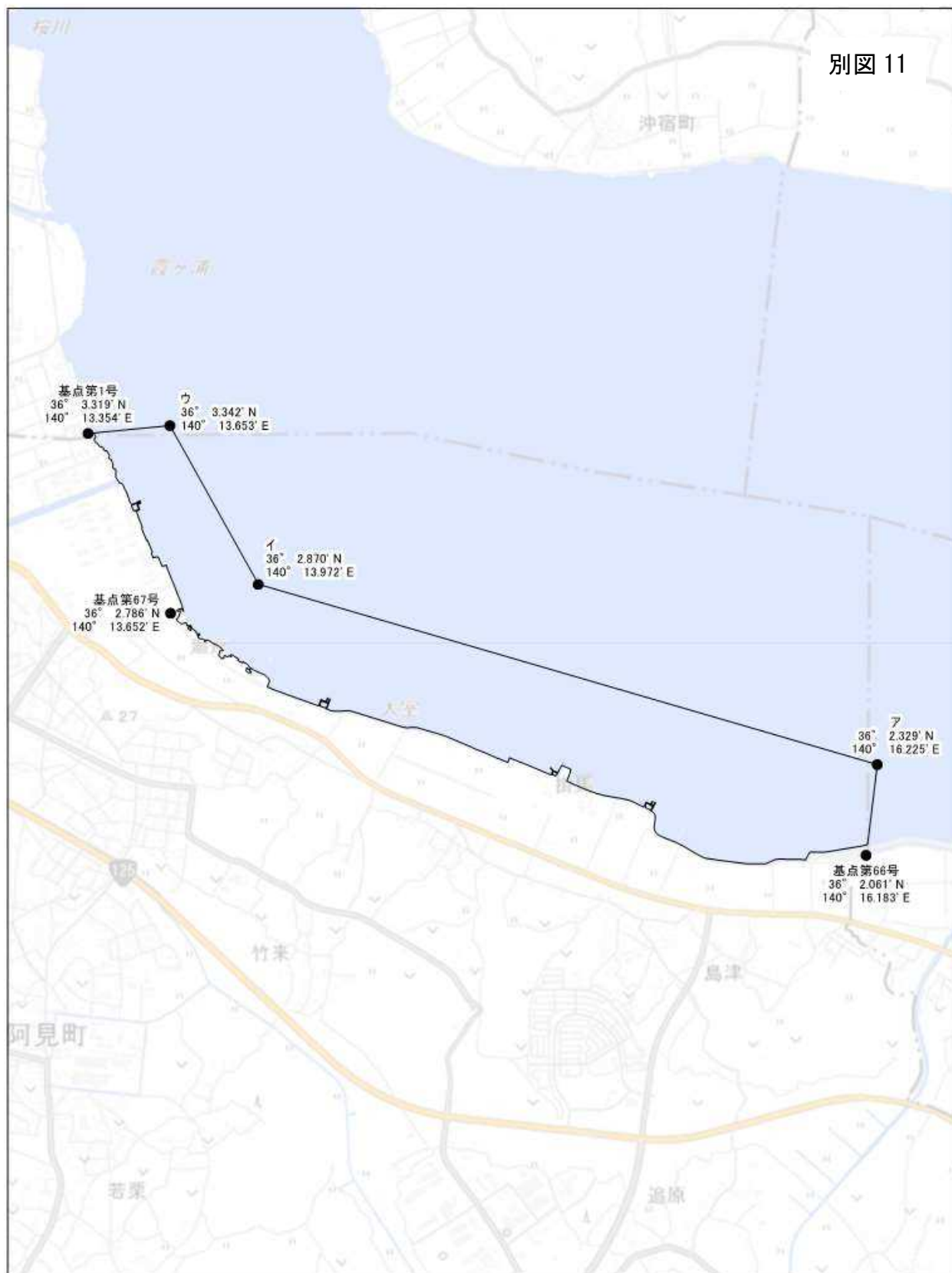
(3) 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県稲敷郡阿見町

(6) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

別図 11



霞北共第11号

背景図: 地理院タイル

12 公示番号 霞北共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県潮来市洲崎、下田、新宮、水原、釜谷及び大生地先

ウ 漁場の区域

次の基点第68号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第71号の各点を順次に結んだ線と潮来市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図12のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第68号	35° 57.448' N 140° 36.169' E	茨城県潮来市洲崎地先に設置した標識
基点第69号	35° 57.628' N 140° 35.541' E	茨城県潮来市下田地先の国土交通省北浦キロ杭右1.00
基点第70号	35° 58.812' N 140° 35.057' E	茨城県潮来市水原地先の国土交通省北浦キロ杭右4.00
基点第71号	36° 0.153' N 140° 33.500' E	茨城県潮来市大生地先に設置した禁止区域基点
ア	35° 57.600' N 140° 36.359' E	基点第68号から45度00分（真方位）400メートルの点
イ	35° 57.788' N 140° 36.061' E	基点第68号から345度00分（真方位）650メートルの点
ウ	35° 57.859' N 140° 35.526' E	基点第69号から356度30分（真方位）428メートルの点
エ	35° 58.579' N 140° 35.034' E	基点第70号から184度10分（真方位）432メートルの点
オ	35° 58.559' N 140° 35.464' E	基点第70号から126度55分（真方位）770メートルの点
カ	35° 58.903' N 140° 35.632' E	基点第70号から78度33分（真方位）880メートルの点
キ	36° 0.342' N 140° 33.737' E	基点第71号から45度00分（真方位）500メートルの点

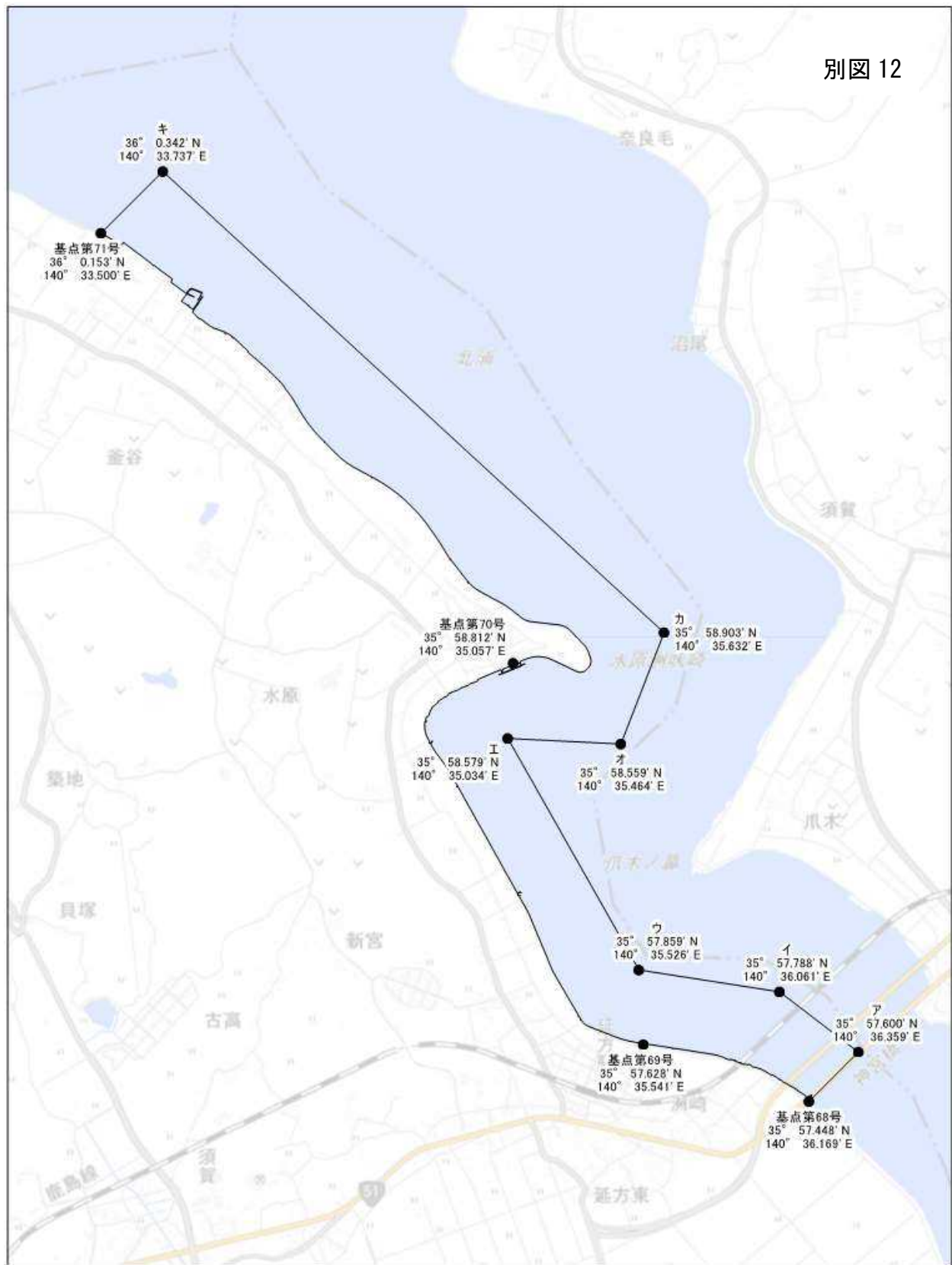
(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和5年9月1日

- (4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (5) 関係地区 茨城県潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀
- (6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 12



霞北共第12号



0 650 1300 1950 2600 3250 m

背景図: 地理院タイル

13 公示番号 霞北共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛地先

ウ 漁場の区域

次の基点第73号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第80号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図13のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第73号	36° 0.709' N 140° 32.615' E	茨城県行方市宇崎地先に設置した禁止区域基点
基点第74号	36° 0.963' N 140° 33.107' E	茨城県行方市宇崎地先の国土交通省北浦キロ杭右13.00
基点第75号	36° 1.848' N 140° 33.458' E	茨城県行方市白浜地先の国土交通省北浦キロ杭右15.00
基点第76号	36° 1.977' N 140° 32.849' E	茨城県行方市白浜地先の国土交通省北浦キロ杭右16.00
基点第77号	36° 2.391' N 140° 32.768' E	茨城県行方市新宮地先の国土交通省北浦キロ杭右18.00
基点第78号	36° 2.517' N 140° 33.271' E	茨城県行方市新宮地先の国土交通省北浦キロ杭右19.00
基点第79号	36° 2.891' N 140° 33.111' E	茨城県行方市天掛地先の国土交通省北浦キロ杭右20.00
基点第80号	36° 3.041' N 140° 32.947' E	茨城県行方市天掛地先に設置した保護水面基点
ア	36° 0.546' N 140° 32.921' E	基点第73号から122度50分（真方位）550メートルの点
イ	36° 0.939' N 140° 33.397' E	基点第74号から95度20分（真方位）438メートルの点
ウ	36° 1.709' N 140° 33.819' E	基点第75号から115度00分（真方位）600メートルの点
エ	36° 1.909' N 140° 33.748' E	基点第75号から75度00分（真方位）450メートルの点
オ	36° 2.074' N 140° 33.331' E	基点第75号から335度00分（真方位）460メートルの点

カ	36° 2.049' N 140° 33.100' E	基点第76号から70度00分（真方位）400メートルの点
キ	36° 2.242' N 140° 32.675' E	基点第77号から206度30分（真方位）309メートルの点
ク	36° 2.244' N 140° 32.802' E	基点第77号から169度00分（真方位）278メートルの点
ケ	36° 2.112' N 140° 33.065' E	基点第77号から138度41分（真方位）683メートルの点
コ	36° 2.197' N 140° 33.285' E	基点第78号から177度32分（真方位）593メートルの点
サ	36° 2.832' N 140° 33.672' E	基点第79号から97度00分（真方位）850メートルの点
シ	36° 3.138' N 140° 33.107' E	基点第80号から52度45分（真方位）300メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

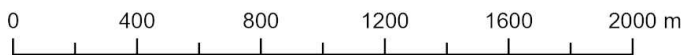
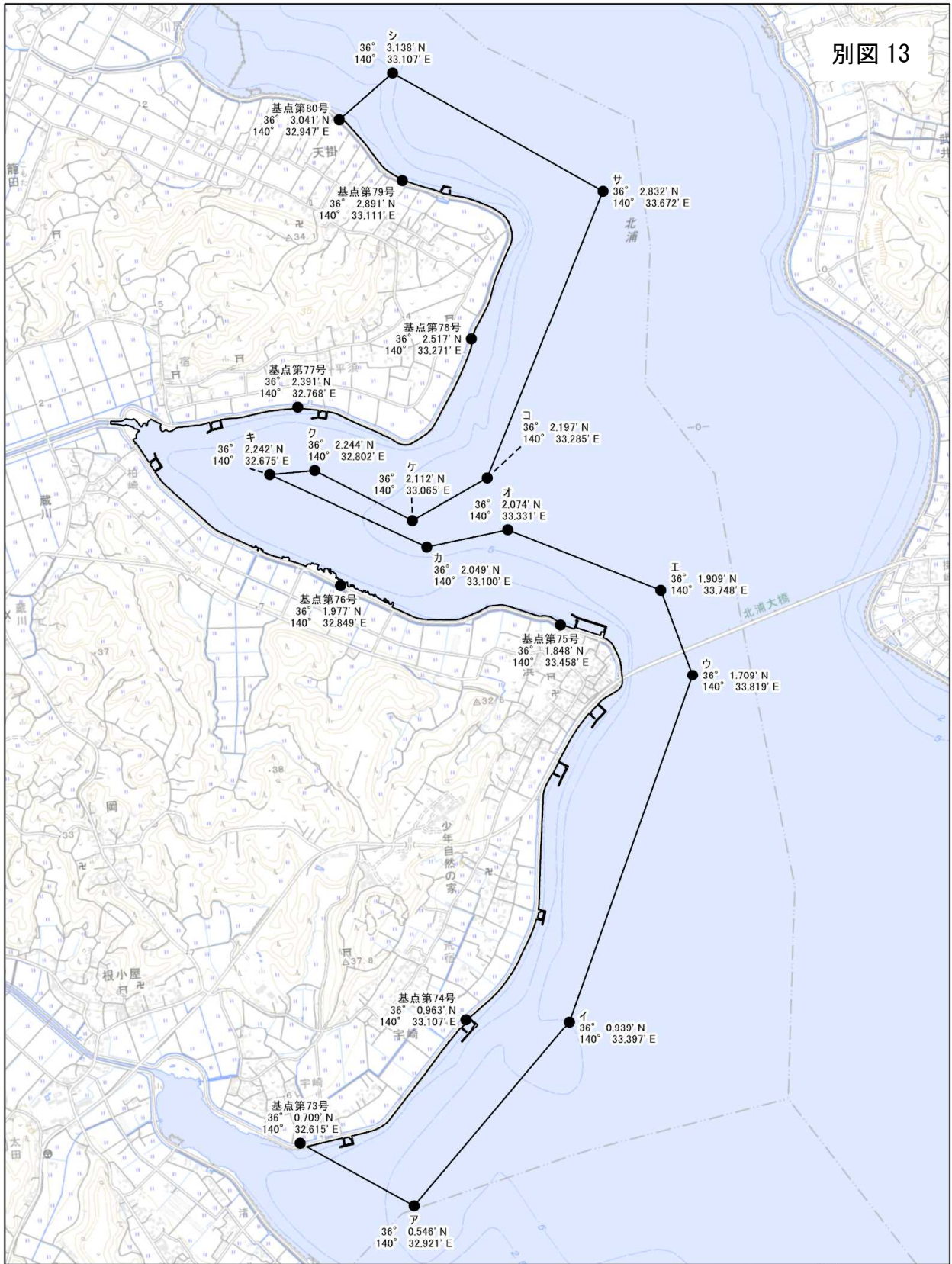
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区 茨城県行方市矢幡、宇崎、白浜、蔵川、新宮、天掛及び根小屋

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 13



霞北共第13号

背景図: 地理院タイル

14 公示番号 霞北共第 14 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第81号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及び基点第88号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図14のとおり）

	緯度経度	位置
基点第81号	36° 3.411' N 140° 32.812' E	茨城県行方市吉川地先に設置した保護水面基点
基点第82号	36° 4.409' N 140° 32.266' E	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右26.00
基点第83号	36° 4.927' N 140° 32.192' E	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右27.00
基点第84号	36° 5.343' N 140° 32.043' E	茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭右28.00
基点第85号	36° 5.990' N 140° 31.531' E	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右30.00
基点第86号	36° 6.281' N 140° 31.556' E	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右31.00
基点第87号	36° 6.720' N 140° 31.558' E	茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭右32.00
基点第88号	36° 7.309' N 140° 31.233' E	茨城県行方市と銚田市との市界上の点
ア	36° 3.366' N 140° 33.072' E	基点第81号から101度42分（真方位）400メートルの点
イ	36° 3.720' N 140° 33.136' E	基点第81号から40度00分（真方位）750メートルの点
ウ	36° 4.117' N 140° 32.119' E	基点第82号から201度50分（真方位）583メートルの点
エ	36° 4.329' N 140° 32.498' E	基点第82号から112度24分（真方位）379メートルの点

オ	36° 4.708' N 140° 32.306' E	基点第83号から156度39分（真方位）440メートルの点
カ	36° 4.959' N 140° 32.324' E	基点第83号から73度00分（真方位）206メートルの点
キ	36° 5.155' N 140° 32.419' E	基点第84号から121度15分（真方位）663メートルの点
ク	36° 5.267' N 140° 32.355' E	基点第84号から106度20分（真方位）490メートルの点
ケ	36° 5.525' N 140° 31.996' E	基点第84号から347度42分（真方位）343メートルの点
コ	36° 5.731' N 140° 31.459' E	基点第85号から192度14分（真方位）491メートルの点
サ	36° 5.996' N 140° 31.751' E	基点第85号から87度40分（真方位）331メートルの点
シ	36° 6.049' N 140° 32.019' E	基点第86号から121度15分（真方位）815メートルの点
ス	36° 6.234' N 140° 31.993' E	基点第86号から97度09分（真方位）661メートルの点
セ	36° 6.444' N 140° 31.542' E	基点第86号から355度30分（真方位）303メートルの点
ソ	36° 6.785' N 140° 31.821' E	基点第87号から72度52分（真方位）412メートルの点
タ	36° 6.917' N 140° 31.832' E	基点第87号から48度15分（真方位）549メートルの点
チ	36° 7.332' N 140° 31.364' E	基点第88号から77度44分（真方位）200メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

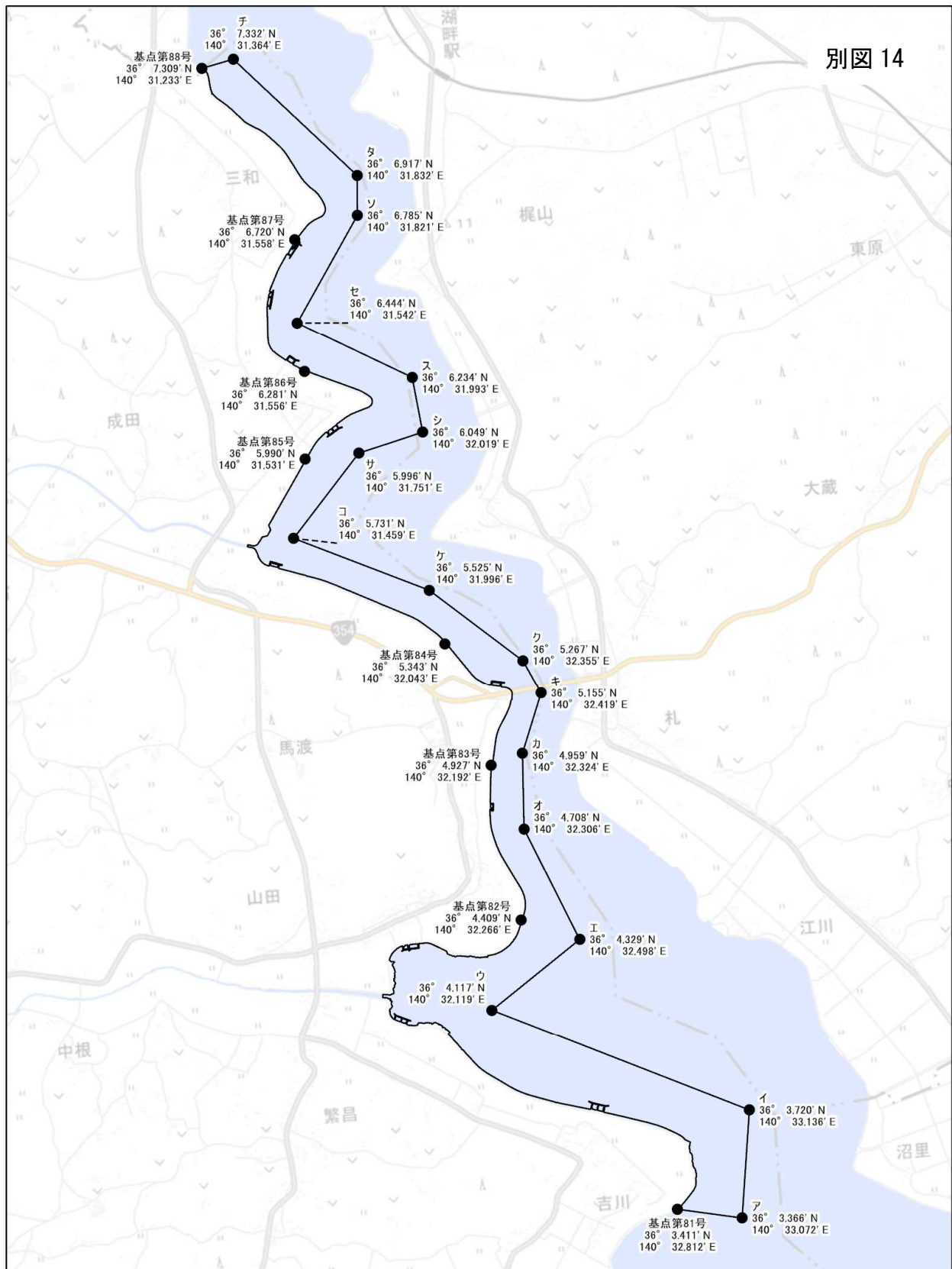
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

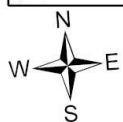
(5) 関係地区 茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 14



霞北共第14号



背景図: 地理院タイル

15 公示番号 霞北共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村地先

ウ 漁場の区域

次の基点第88号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及び基点第96号の各点を順次に結んだ線と銚田市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図15のとおり）

	緯度経度	位置
基点第88号	36° 7.309' N 140° 31.233' E	茨城県行方市と銚田市との市界上の点
基点第89号	36° 7.385' N 140° 31.876' E	茨城県銚田市二重作字八点地先に設置した標柱
基点第90号	36° 6.553' N 140° 31.893' E	茨城県銚田市梶山地先の国土交通省北浦キロ杭左23.00
基点第91号	36° 6.138' N 140° 32.228' E	茨城県銚田市梶山地先の国土交通省北浦キロ杭左22.00
基点第92号	36° 5.687' N 140° 32.050' E	茨城県銚田市阿玉地先の国土交通省北浦キロ杭左21.00
基点第93号	36° 5.420' N 140° 32.502' E	茨城県銚田市阿玉地先の国土交通省北浦キロ杭左20.00
基点第94号	36° 4.927' N 140° 32.510' E	茨城県銚田市札地先の国土交通省北浦キロ杭左19.00
基点第95号	36° 4.708' N 140° 32.683' E	茨城県銚田市札地先の国土交通省北浦キロ杭左18.50
基点第96号	36° 3.739' N 140° 33.650' E	境川河口（茨城県銚田市上幡木地先）上の点
ア	36° 7.363' N 140° 31.749' E	基点第89号から257度44分（真方位）194メートルの点
イ	36° 7.143' N 140° 31.668' E	基点第89号から214度25分（真方位）545メートルの点
ウ	36° 7.030' N 140° 31.719' E	基点第89号から199度23分（真方位）697メートルの点

エ	36° 6.941' N 140° 31.903' E	基点第90号から0度45分（真方位）718メートルの点
オ	36° 6.752' N 140° 31.897' E	基点第90号から0度33分（真方位）368メートルの点
カ	36° 6.646' N 140° 31.723' E	基点第90号から303度21分（真方位）307メートルの点
キ	36° 6.483' N 140° 31.721' E	基点第90号から243度00分（真方位）289メートルの点
ク	36° 6.428' N 140° 31.894' E	基点第90号から179度15分（真方位）232メートルの点
ケ	36° 5.998' N 140° 32.140' E	基点第91号から206度35分（真方位）290メートルの点
コ	36° 5.742' N 140° 31.854' E	基点第92号から288度27分（真方位）312メートルの点
サ	36° 5.612' N 140° 31.918' E	基点第92号から234度37分（真方位）243メートルの点
シ	36° 5.505' N 140° 32.301' E	基点第93号から296度51分（真方位）340メートルの点
ス	36° 5.158' N 140° 32.450' E	基点第93号から188度41分（真方位）492メートルの点
セ	36° 4.965' N 140° 32.355' E	基点第94号から286度18分（真方位）243メートルの点
ソ	36° 4.716' N 140° 32.448' E	基点第95号から272度06分（真方位）354メートルの点
タ	36° 4.581' N 140° 32.626' E	基点第95号から199度39分（真方位）249メートルの点
チ	36° 4.298' N 140° 32.787' E	基点第95号から167度55分（真方位）774メートルの点
ツ	36° 3.975' N 140° 33.248' E	基点第96号から305度30分（真方位）745メートルの点
テ	36° 3.690' N 140° 33.430' E	基点第96号から254度21分（真方位）342メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

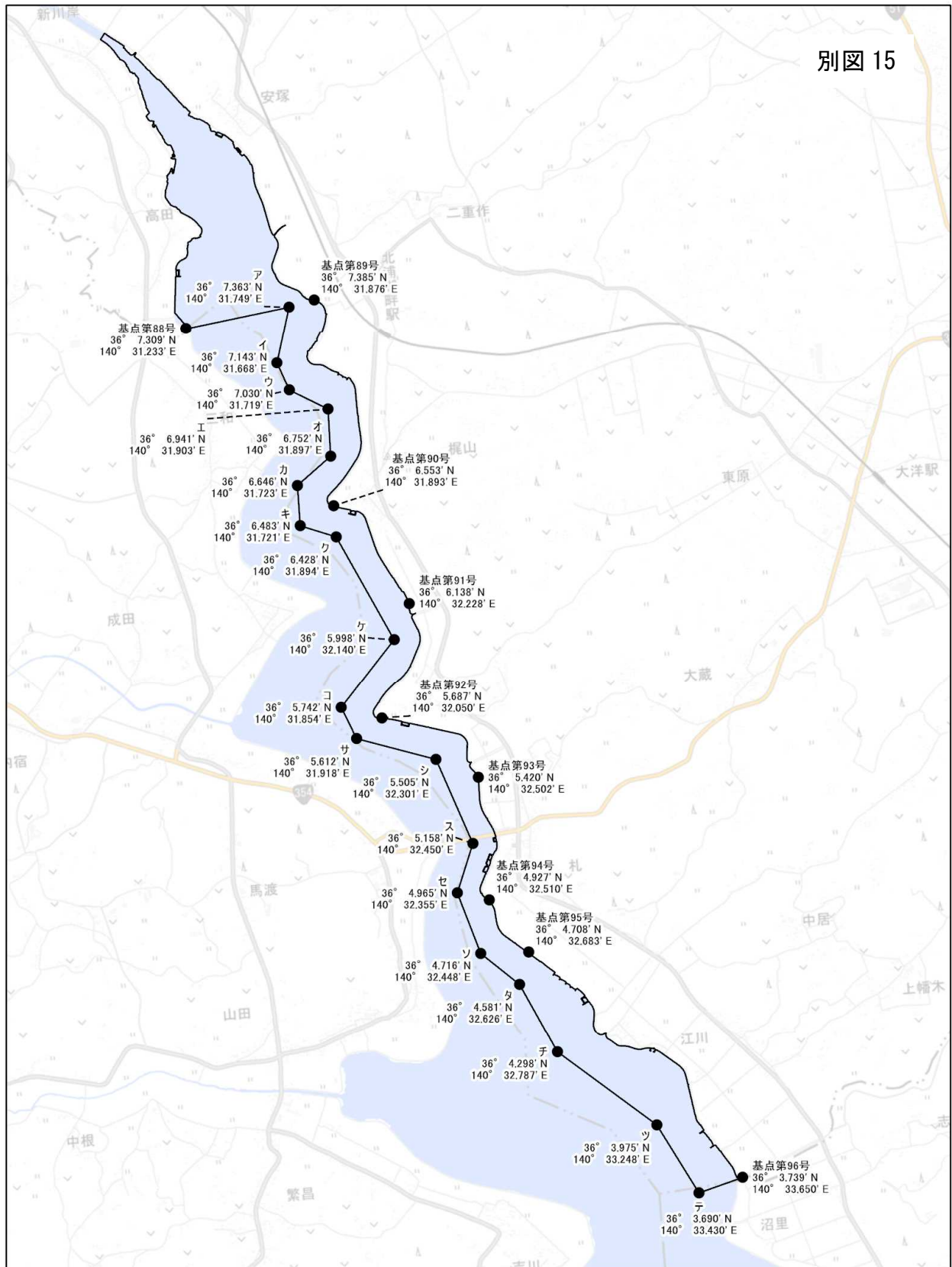
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

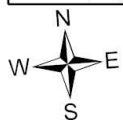
(5) 関係地区 茨城県銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 15



霞北共第15号



背景図: 地理院タイル

16 公示番号 霞北共第 16 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中及び大字奈良毛地先

ウ 漁場の区域

次の基点第96号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第101号の各点を順次に結んだ線並びに基点第102号、コ、サ、シ、ス及び基点第104号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図16のとおり）

	緯度経度	位置
基点第96号	36° 3.739' N 140° 33.650' E	境川河口（茨城県銚田市上幡木地先）上の点
基点第97号	36° 2.994' N 140° 34.278' E	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左14.00
基点第98号	36° 2.504' N 140° 34.288' E	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左13.00
基点第99号	36° 2.087' N 140° 34.522' E	茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭左12.00
基点第100号	36° 1.654' N 140° 34.518' E	茨城県鹿嶋市大字津賀地先の国土交通省北浦キロ杭左11.00
基点第101号	36° 1.628' N 140° 34.582' E	茨城県鹿嶋市大字津賀地先に設置した保護水面基点
基点第102号	36° 1.056' N 140° 34.788' E	茨城県鹿嶋市大字中地先に設置した保護水面基点
基点第103号	36° 0.719' N 140° 34.849' E	茨城県鹿嶋市大字中地先の国土交通省北浦キロ杭左8.00
基点第104号	36° 0.247' N 140° 35.787' E	茨城県鹿嶋市の旧大野村と旧鹿島町との旧町村界に設置した標識
ア	36° 3.690' N 140° 33.430' E	基点第96号から254度21分（真方位）342メートルの点
イ	36° 3.368' N 140° 33.358' E	基点第96号から212度08分（真方位）814メートルの点
ウ	36° 3.083' N 140° 34.006' E	基点第97号から291度30分（真方位）440メートルの点

エ	36° 2.518' N 140° 33.968' E	基点第98号から272度33分（真方位）480メートルの点
オ	36° 2.238' N 140° 34.363' E	基点第98号から166度38分（真方位）505メートルの点
カ	36° 1.850' N 140° 34.120' E	基点第99号から233度35分（真方位）747メートルの点
キ	36° 1.657' N 140° 34.152' E	基点第100号から270度00分（真方位）550メートルの点
ク	36° 1.468' N 140° 34.487' E	基点第101号から205度14分15秒（真方位）329メートルの点
ケ	36° 1.607' N 140° 34.589' E	基点第101号から163度44分08秒（真方位）40メートルの点
コ	36° 1.118' N 140° 34.766' E	基点第102号から343度41分44秒（真方位）120メートルの点
サ	36° 1.280' N 140° 34.500' E	基点第102号から313度18分41秒（真方位）600メートルの点
シ	36° 0.444' N 140° 34.580' E	基点第103号から218度00分（真方位）650メートルの点
ス	36° 0.146' N 140° 35.515' E	基点第104号から245度00分（真方位）450メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

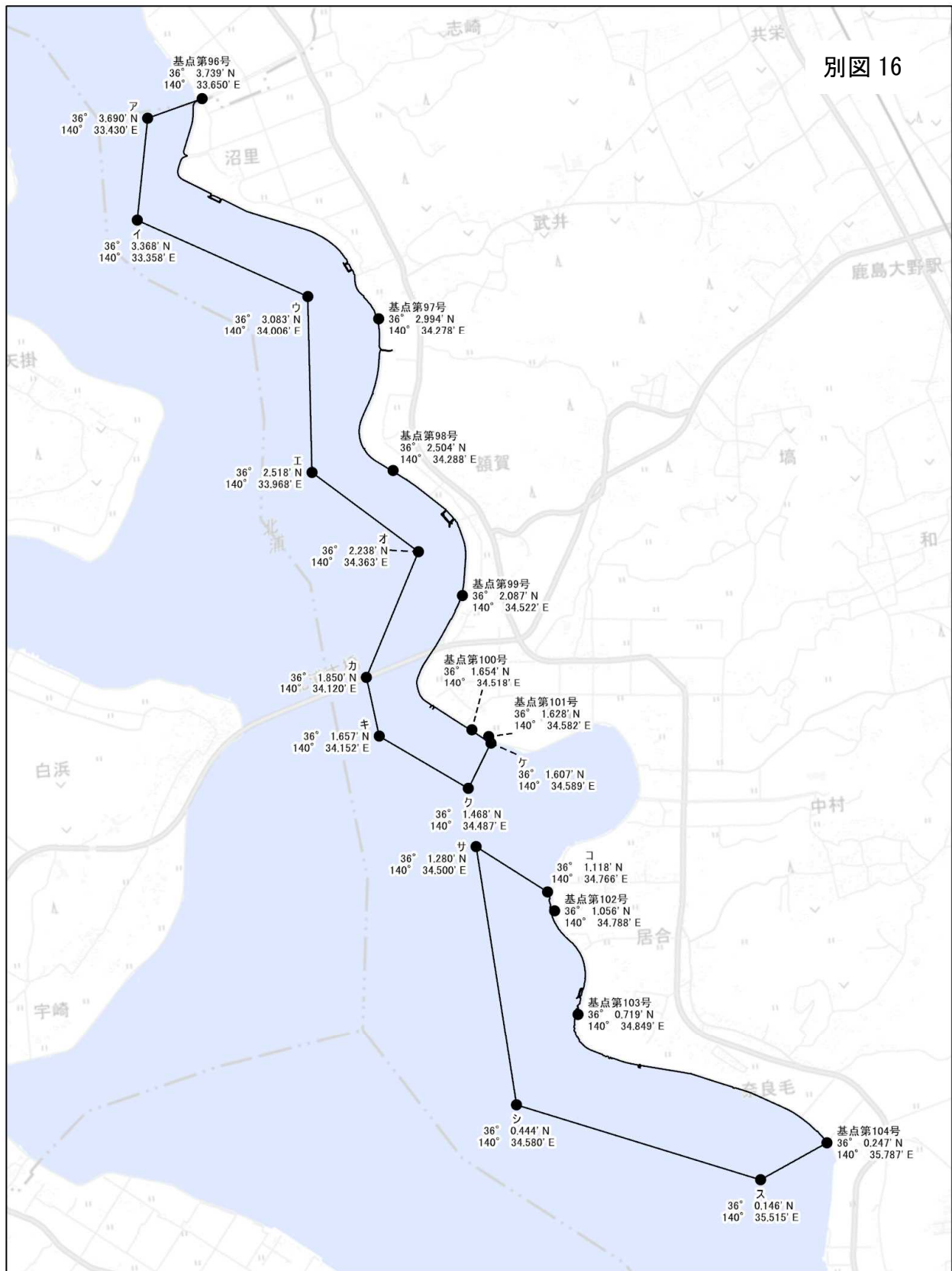
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

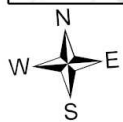
(5) 関係地区 茨城県鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字奈良毛及び大字和

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 16



霞北共第16号



背景図: 地理院タイル

17 公示番号 霞北共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田及び大字鰯川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第104号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第106号の各点を順次に結んだ線並びに基点第107号、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第111号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図17のとおり）

	緯度経度	位置
基点第104号	36° 0.247' N 140° 35.787' E	茨城県鹿嶋市の旧大野村と旧鹿島町との旧町村界に設置した標識
基点第105号	35° 59.200' N 140° 36.150' E	茨城県鹿嶋市大字須賀地先の国土交通省北浦キロ杭左4.00
基点第106号	35° 58.161' N 140° 35.748' E	茨城県鹿嶋市大字爪木地先に設置した禁止区域基点
基点第107号	35° 57.936' N 140° 36.553' E	茨城県鹿嶋市大字大船津地先に設置した禁止区域基点
基点第108号	35° 57.645' N 140° 36.808' E	茨城県鹿嶋市大字大船津地先の国土交通省鰯川キロ杭左4.75
基点第109号	35° 57.166' N 140° 36.857' E	茨城県鹿嶋市大字根三田地先の国土交通省鰯川キロ杭左4.00
基点第110号	35° 56.602' N 140° 37.530' E	茨城県鹿嶋市大字根三田地先の国土交通省鰯川キロ杭左2.50
基点第111号	35° 56.078' N 140° 37.327' E	茨城県鹿嶋市と神栖市との市界上の点
ア	36° 0.157' N 140° 35.545' E	基点第104号から245度00分（真方位）400メートルの点
イ	35° 59.818' N 140° 35.465' E	基点第104号から211度00分（真方位）930メートルの点
ウ	35° 59.124' N 140° 35.762' E	基点第105号から256度00分（真方位）600メートルの点
エ	35° 59.009' N 140° 35.974' E	基点第105号から216度30分（真方位）440メートルの点

オ	35° 58.244' N 140° 35.403' E	基点第106号から286度00分（真方位）540メートルの点
カ	35° 57.997' N 140° 35.575' E	基点第106号から220度00分（真方位）400メートルの点
キ	35° 57.975' N 140° 36.292' E	基点第107号から280度00分（真方位）400メートルの点
ク	35° 57.576' N 140° 36.395' E	基点第108号から258度05分（真方位）634メートルの点
ケ	35° 57.579' N 140° 36.684' E	基点第108号から236度35分（真方位）223メートルの点
コ	35° 57.016' N 140° 36.721' E	基点第109号から216度06分（真方位）345メートルの点
サ	35° 56.820' N 140° 36.873' E	基点第109号から177度23分（真方位）640メートルの点
シ	35° 56.570' N 140° 37.379' E	基点第110号から255度09分（真方位）234メートルの点
ス	35° 56.393' N 140° 37.468' E	基点第111号から19度30分（真方位）620メートルの点
セ	35° 56.192' N 140° 37.237' E	基点第111号から326度38分（真方位）250メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

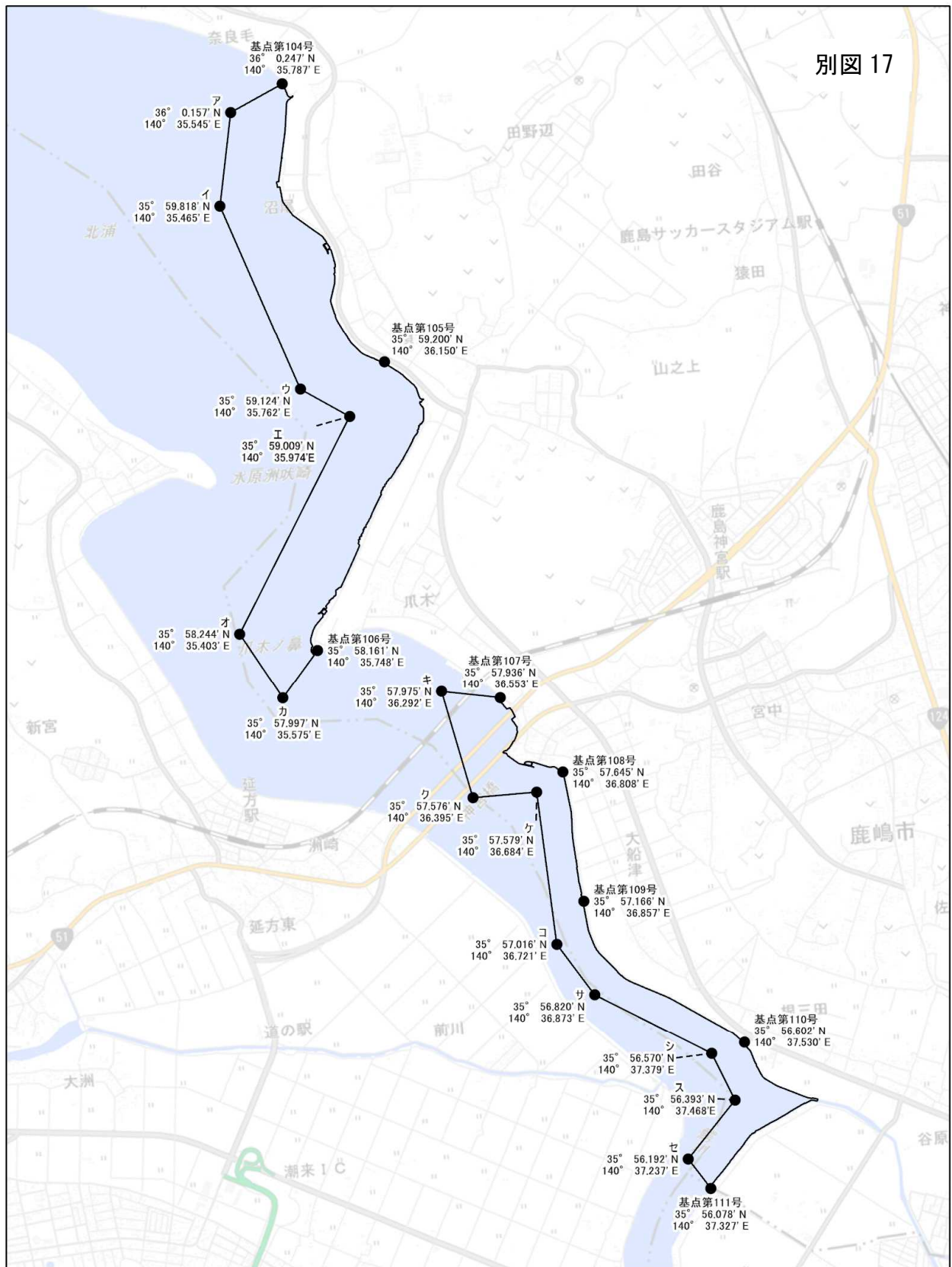
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 関係地区 茨城県鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田、大字谷原、
大字神向寺及び大字宮津台

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 17



霞北共第17号



背景図: 地理院タイル

18 公示番号 霞北共第 18 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで
	小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県潮来市徳島、福島、日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第114号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第113号の各点を順次に結んだ線、基点第111号及びシを結んだ線並びに基点第116号及びサを結んだ線と潮来市、神栖市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面(別図18のとおり)

	緯度経度	位置
基点第111号	35° 56.078' N 140° 37.327' E	茨城県鹿嶋市と神栖市の市界上の点
基点第112号	35° 54.434' N 140° 36.723' E	茨城県神栖市賀地先の国土交通省常陸利根川(外浪逆浦)キロ杭左1.00
基点第113号	35° 54.063' N 140° 36.600' E	水神祠鳥居(茨城県神栖市賀字一本松地先)の左脚
基点第114号	35° 54.190' N 140° 35.932' E	茨城県潮来市、神栖市及び千葉県香取市の市界上の点
基点第115号	35° 55.135' N 140° 35.139' E	茨城県潮来市潮来地先の国土交通省常陸利根川(外浪逆浦)キロ杭右0.00
基点第116号	35° 55.407' N 140° 34.570' E	茨城県潮来市潮来字十番地先の揚排水機場樋管
基点第117号	35° 55.873' N 140° 35.392' E	茨城県潮来市日の出地先の国土交通省常陸利根川(外浪逆浦)キロ杭右5.25
基点第118号	35° 55.438' N 140° 36.581' E	茨城県潮来市徳島地先に設置した標識
ア	35° 54.136' N 140° 36.119' E	基点第114号から109度03分50秒(真方位)298.3メートルの点
イ	35° 54.339' N 140° 36.124' E	基点第114号から46度00分(真方位)400メートルの点
ウ	35° 54.407' N 140° 35.783' E	基点第114号から330度30分(真方位)460メートルの点
エ	35° 54.565' N 140° 35.867' E	基点第114号から351度30分(真方位)700メートルの点

オ	35° 55.122' N 140° 35.456' E	基点第115号から92度22分（真方位）477メートルの点
カ	35° 55.591' N 140° 35.612' E	基点第117号から147度09分（真方位）619メートルの点
キ	35° 55.219' N 140° 36.432' E	基点第118号から208度30分（真方位）464メートルの点
ク	35° 54.563' N 140° 36.553' E	基点第112号から312度30分（真方位）350メートルの点
ケ	35° 54.365' N 140° 36.354' E	基点第112号から256度30分（真方位）570メートルの点
コ	35° 54.091' N 140° 36.420' E	基点第113号から280度03分55秒（真方位）275メートルの点
サ	35° 55.303' N 140° 34.384' E	基点第116号から235度00分（真方位）の線と対岸との交点
シ	35° 56.245' N 140° 37.195' E	基点第111号から326度38分（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 船舶の航行を妨げてはならない。

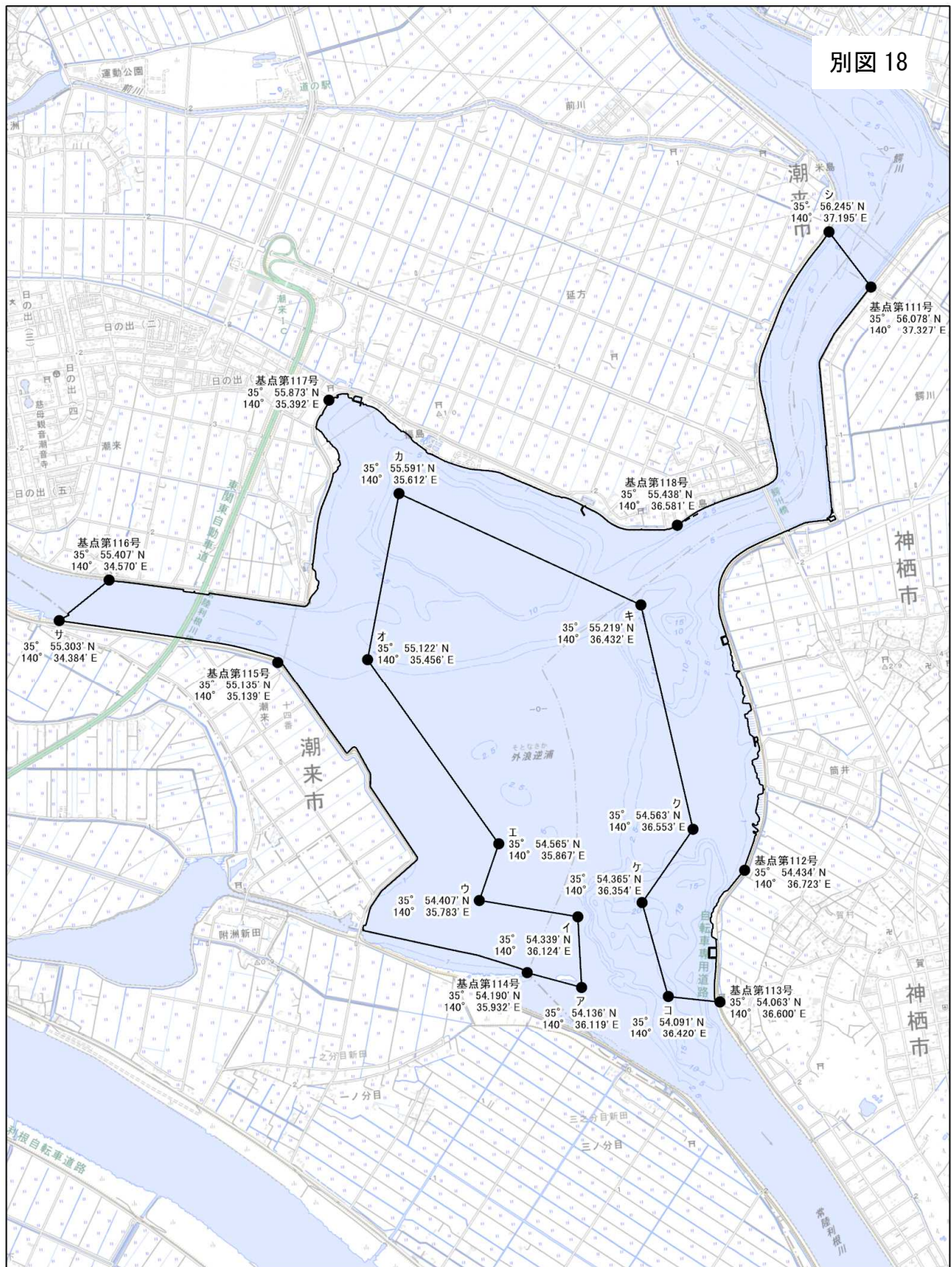
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

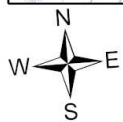
(5) 関係地区 茨城県潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町

(6) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

別図 18



霞北共第18号



0 600 1200 1800 2400 3000 m

背景図: 地理院タイル

19 公示番号 霞北区第111号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市浮島地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図19のとおり）

	緯度 経度	位置
基点区 第111号	35° 57.382' N 140° 27.355' E	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右8.00
ア	35° 57.393' N 140° 27.472' E	基点区第111号から82度45分（真方位）178メートルの点
イ	35° 57.403' N 140° 27.497' E	基点区第111号から79度30分（真方位）217メートルの点
ウ	35° 57.370' N 140° 27.605' E	基点区第111号から93度00分（真方位）377メートルの点
エ	35° 57.299' N 140° 27.566' E	基点区第111号から115度30分（真方位）353メートルの点
オ	35° 57.329' N 140° 27.490' E	基点区第111号から115度30分（真方位）226メートルの点
カ	35° 57.290' N 140° 27.433' E	基点区第111号から145度00分（真方位）206メートルの点
キ	35° 57.363' N 140° 27.403' E	基点区第111号から115度30分（真方位）80メートルの点
ク	35° 57.377' N 140° 27.412' E	基点区第111号から95度30分（真方位）86メートルの点
ケ	35° 57.355' N 140° 27.468' E	基点区第111号から106度00分（真方位）177メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 施設の設定面積は33,900平方メートル以内とする。

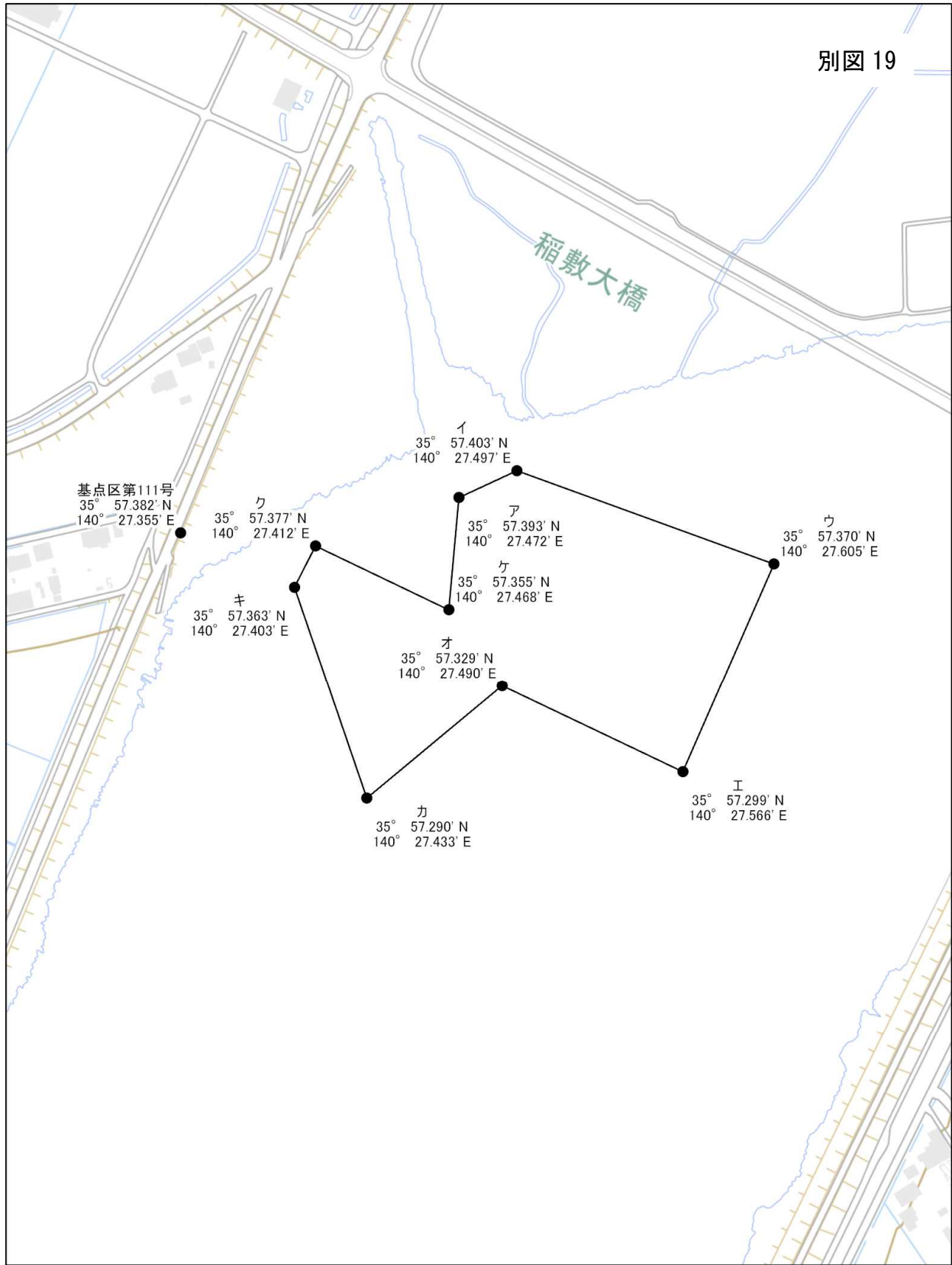
(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

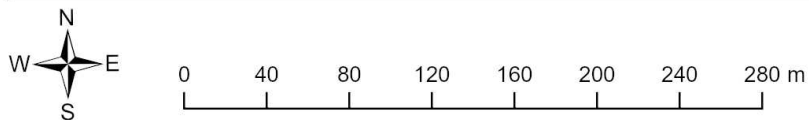
(5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

別図 19



霞北区第111号



背景図: 地理院タイル

20 公示番号 霞北区第 112 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	真珠養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市浮島地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別
図 20 のとおり）

	緯 度 経 度	位 置
基点区 第112号	35° 57.256' N 140° 27.290' E	茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右 7.75
ア	35° 57.338' N 140° 27.367' E	基点区第 112 号から 37 度 30 分（真方位）190 メートルの点
イ	35° 57.279' N 140° 27.426' E	基点区第112号から78度00分（真方位）210メートルの点
ウ	35° 57.242' N 140° 27.405' E	基点区第112号から98度30分（真方位）175メートルの点
エ	35° 57.256' N 140° 27.363' E	基点区第 112 号から 90 度 30 分（真方位）110 メートルの点
オ	35° 57.086' N 140° 27.270' E	基点区第 112 号から 185 度 00 分（真方位）317 メートルの点
カ	35° 57.090' N 140° 27.245' E	基点区第112号から192度00分（真方位）316メートルの点
キ	35° 57.225' N 140° 27.298' E	基点区第112号から167度00分（真方位）60メートルの点

(2) 制限又は条件

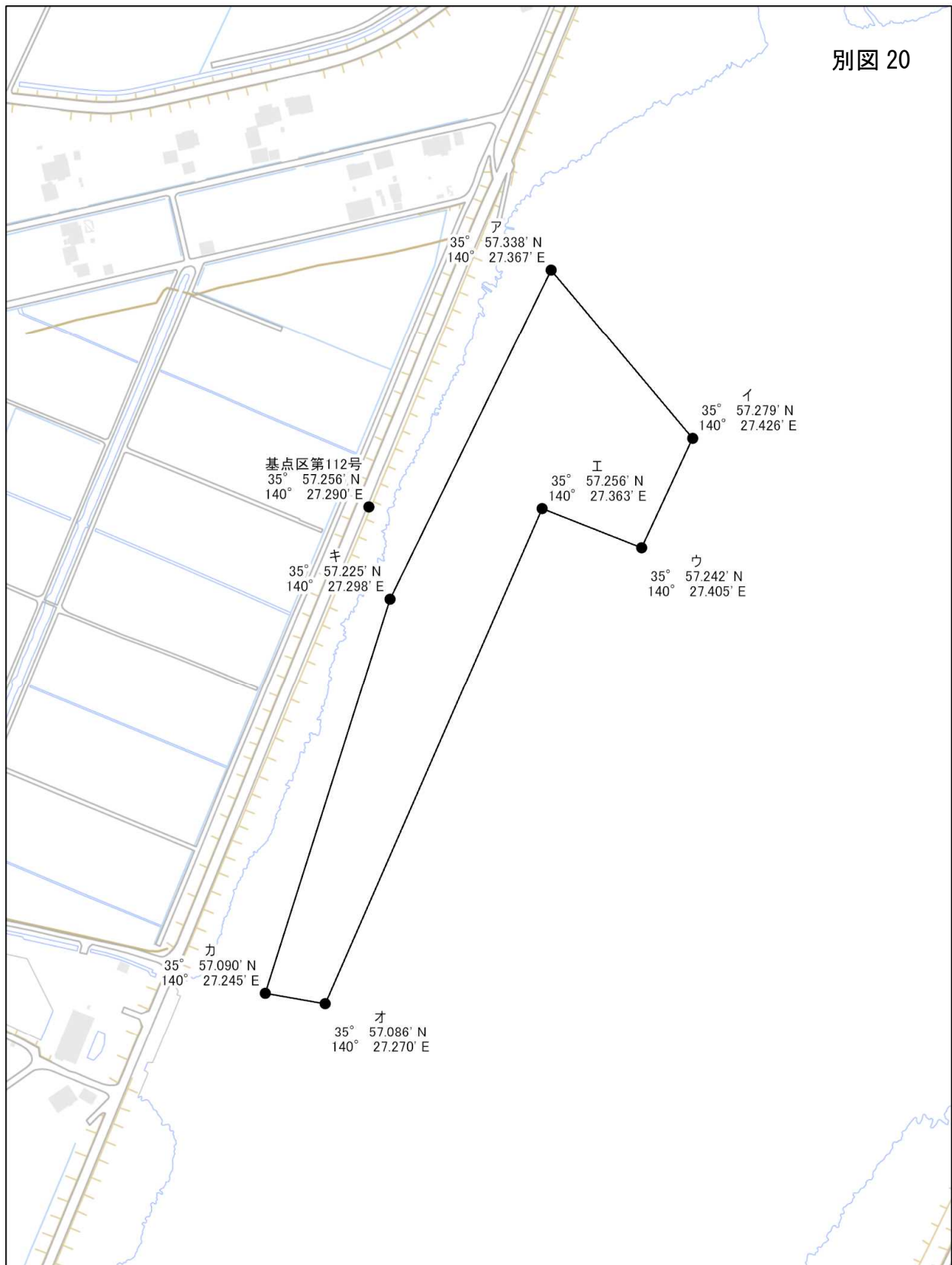
ア 施設の設置面積は 33,000 平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

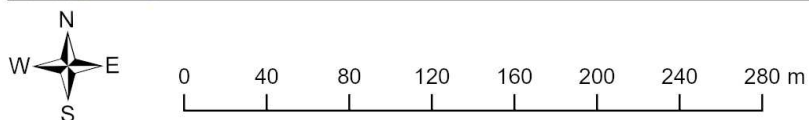
(4) 申請期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(5) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権



霞北区第112号



背景図: 地理院タイル

21 公示番号 霞北区第 121 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	真珠養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市上須田地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(別図 21 のとおり)。

	緯度 経度	位置
基点区 第121号	35° 56.883' N 140° 27.096' E	茨城県稲敷市上須田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭右 7.00
ア	35° 56.908' N 140° 27.220' E	基点区第 121 号から 75 度 34 分 (真方位) 192 メートルの点
イ	35° 56.884' N 140° 27.318' E	基点区第121号から89度9分45秒 (真方位) 334メートルの点
ウ	35° 56.802' N 140° 27.236' E	基点区第121号から124度55分10秒 (真方位) 258メートルの点
エ	35° 56.812' N 140° 27.195' E	基点区第 121 号から 130 度 44 分 14 秒 (真方位) 197 メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 施設の設置面積は 20,137 平方メートル以内とする。

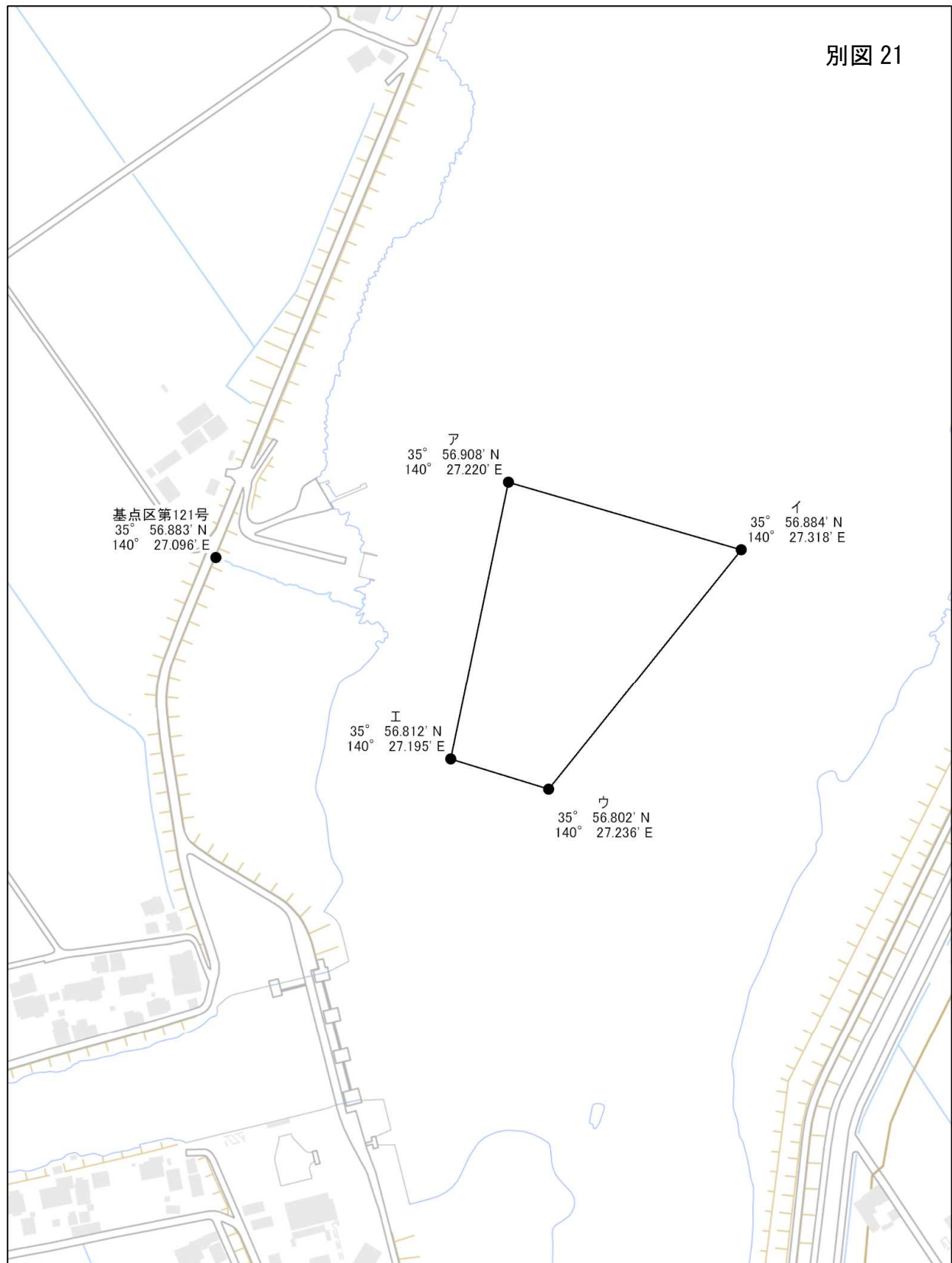
(3) 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

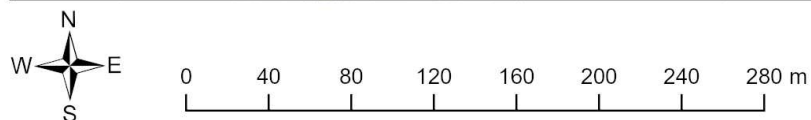
(5) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

別図 21



霞北区第121号



背景図：地理院タイル

22 公示番号 霞北区第 122 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	真珠養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

茨城県小美玉市小川地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図 22 のとおり）

	緯 度 経 度	位 置
基点区 第122号	36° 8.967' N 140° 21.455' E	茨城県小美玉市小川地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左 27.75
ア	36° 8.894' N 140° 21.480' E	基点区第 122 号から 164 度 00 分（真方位）140 メートルの点
イ	36° 8.895' N 140° 21.576' E	基点区第122号から126度00分（真方位）225メートルの点
ウ	36° 8.815' N 140° 21.577' E	基点区第122号から146度30分（真方位）335メートルの点
エ	36° 8.814' N 140° 21.482' E	基点区第 122 号から 171 度 30 分（真方位）285 メートルの点

(2) 制限又は条件

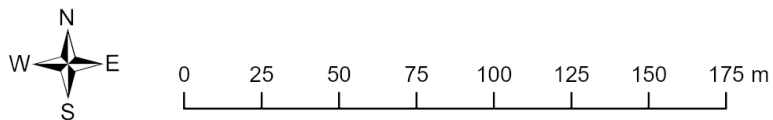
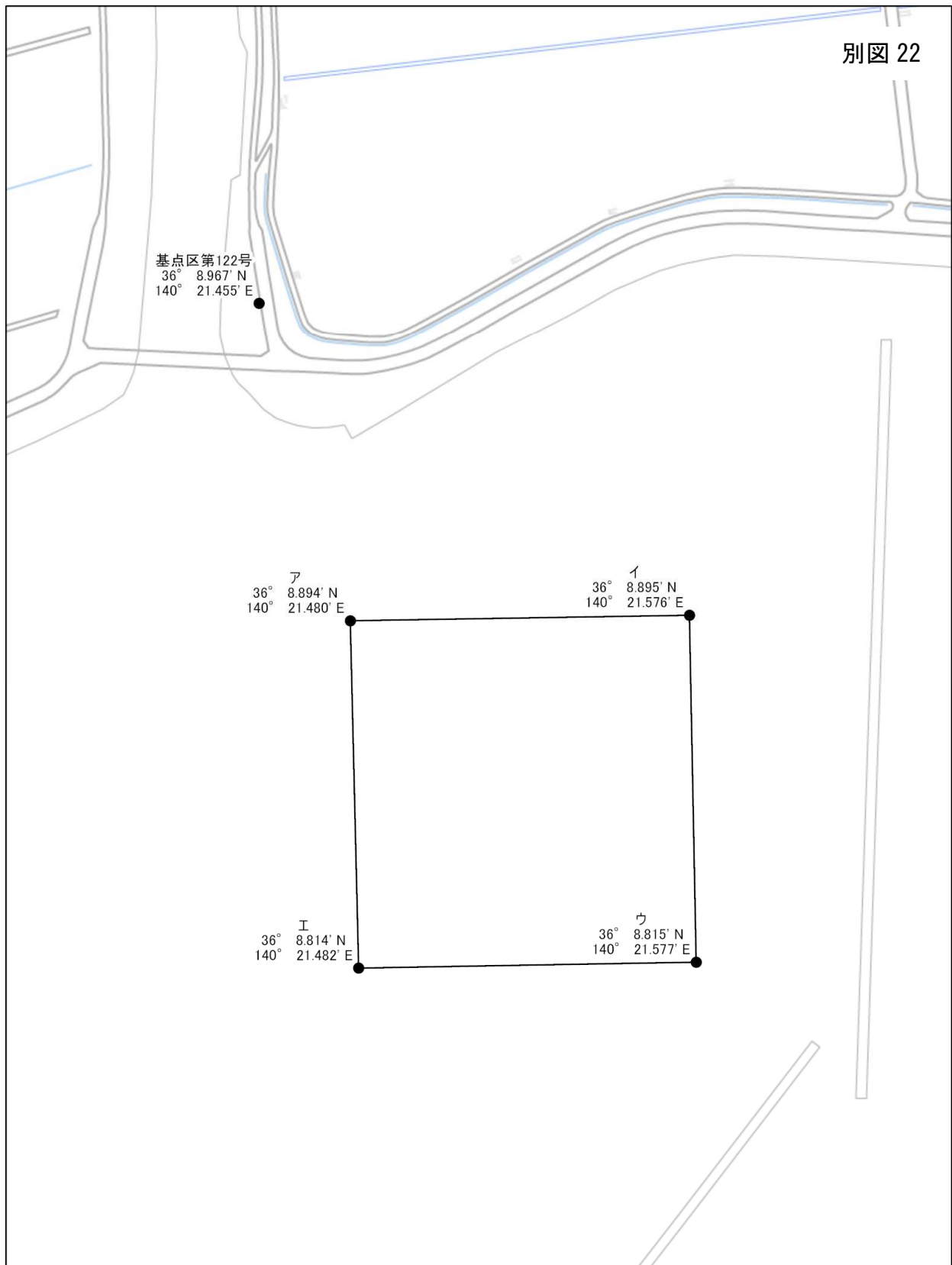
ア 施設の設置面積は 20,000 平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(5) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権



背景図：地理院タイル

第2 類似漁業権以外の漁業権
霞北区第112号

第3 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし

第2種共同漁業(張網漁業)及び第1種区画漁業(真珠養殖業)に係る 霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)について

霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

1. 免許期間

平成25年9月1日から令和5年8月31日まで(現在)

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで(次期)

2. 漁業権切替えスケジュールの概要

	月	事項	内 容
R 4	4~8月	意向調査 行使実態調査	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、 行使実態調査を実施
	6~12月	関係機関調整	
	9月	基本方針	委員会における免許切替の基本方針案の事前協議
	11月	作成状況報告	委員会における海区漁場計画(素案)の協議
	12月	海区漁場計画	委員会における海区漁場計画案の事前協議
	1月	委員会諮問	<u>知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)</u>
	2月	公聴会	公聴会(法第64条第5項)
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の樹立(県報掲載)(法第64条第6項)
	R 5	6~7月	免許申請
7~8月		審査	適格性の審査(法第72条)
8月		委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申
8月		免許	免許状交付(法第69条)
9月		公示	県報掲載 ※「法」は漁業法を示す

3. 漁業法第 63 条第 1 項第 1 号の規定に基づく関係機関協議について

- ・ 海区漁場計画の素案が「公益に支障を及ぼさない」ことを確認するために、当該の漁業権漁場に関係する事業所管の各課及び機関に協議し、公益に支障を及ぼさないことを確認した。

4. 漁業法第 64 条第 1 項の規定に基づく利害関係人の意見聴取について

- ・ 海区漁場計画の素案に関して、当該漁場において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を茨城県県民意見提出手続制度（パブリックコメント制度）により募集したところ、意見の提出はなかった。

5. 霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)概要 …資料 1－3 のとおり

6. 現行の計画からの変更点 …資料 1－4 のとおり

法令抜粋

漁業法

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たつては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続)

- 第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
 - 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
 - 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
 - 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

- 第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。
- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

- 第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案) 概要

第1 漁業権に関する事項		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第18号	
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類:第2種共同漁業 漁業の名称:大型雑魚張網漁業、小型雑魚張網漁業 漁業の時期:1月1日から12月31日まで(大型雑魚張網漁業及び小型雑魚張網漁業とも同じ)																		
	イ 漁場の位置	土浦市港町3丁目、蓮河原町及び大岩田地先	土浦市手野町、田村町及び沖宿町地先	かすみがうら市地先	石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村地先	小美玉市小川並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔及び浜地先	行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿地先	行方市五町田、船子、於下、行方、橋門、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市三島、大島、境島及び本新地先	稲敷市本新、浮島及び西の洲地先	稲敷市三次、飯出、古渡及び信太古渡並びに旧稲敷郡江戸崎町地先	稲敷郡美浦村地先	稲敷郡阿見町地先	潮来市洲崎、下田、新宮、水原、釜谷及び大生地先	行方市宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛地先	行方市のうち旧北浦町地先	銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村地先	鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中及び大字奈良毛地先	鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田及び大字鱒川地先	潮来市徳島、福島、日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先	
	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	あり あり
(2) 制限又は条件		船舶の航行を妨げてはならない																		
(3) 免許予定日		令和5年9月1日																		
(4) 申請期間		令和5年6月1日から令和5年7月31日まで																		
(5) 関係地区	土浦市	土浦市	かすみがうら市	石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村	小美玉市のうち旧東茨城郡小川町並びに行方市沖洲、羽生、八木蒔、浜、谷島、捻木、若海及び芹沢	行方市浜、玉造甲、玉造乙、手賀、西蓮寺、井上、荒宿、藤井及び井上藤井	行方市五町田、今宿、於下、行方、小高、橋門、南、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山及び島須、牛堀及び上戸並びに稲敷郡東町	稲敷市浮島	稲敷市下馬渡、上馬渡、三次、飯出、岡飯出、古渡及び旧稲敷郡江戸崎町	稲敷郡美浦村	稲敷郡阿見町	潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀	行方市矢幡、宇崎、白浜、蔵川、新宮、天掛及び根小屋	行方市のうち旧北浦町	銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村	鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字奈良毛及び大字和	鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田、大字谷原、大字神向寺及び大字宮津台	潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町		
(6) 存続期間		令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																		
公示番号(霞北区)		第111号	第112号	第121号	第122号															
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類:第1種区画漁業 漁業の名称:真珠養殖業 漁業の時期:1月1日から12月31日まで																		
	イ 漁場の位置	稲敷市浮島地先	稲敷市浮島地先	稲敷市上須田地先	小美玉市小川地先															
	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり														
(2) 制限又は条件		施設設置面積	33,900㎡	33,000㎡	20,137㎡	20,000㎡														
(3) 免許予定日		令和5年9月1日																		
(4) 申請期間		令和5年6月1日から令和5年7月31日まで																		
(5) 存続期間		令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																		
(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別		個別漁業権																		
第2 類似漁業権以外の漁業権		霞北区第112号																		
第3 沿岸保全漁場に関する事項		該当なし																		

※霞北区第118号は、漁業権放棄により平成31年4月3日に登録を抹消

霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)の概要(現行からの変更点)

第1 漁業権に関する事項

公示番号 (免許番号)	(1)ア 漁業種類の名称及び漁業時期			(1)イ 漁場の位置 ウ 漁場の区域 ※基点、計算点の緯度 経度を追記	(2) 制限又は条件	(3) 免許予定日	(4) 申請期間	(5) 関係地区	(6) 存在期間	備考
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期							
霞北共第1号	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし ※1	以下2点の制限又は条件を削除 ・「操業件数は、大型雑魚張網漁業〇件、小型雑魚張網漁業〇件以内とする。」 ・「国または地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。」	令和5年9月1日	令和5年6月1日から 令和5年7月31日	変更なし	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 (10年間)	
霞北共第2号				変更なし ※1						
霞北共第3号				変更なし ※1				関係地区の修正		関係地区:組合定款(地区)に合わせ、地区を修正
霞北共第4号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第5号				変更なし ※1				関係地区の追加		関係地区:組合定款(地区)に合わせ、地区を追加
霞北共第6号				変更なし ※1				関係地区の追加		関係地区:組合定款(地区)に合わせ、地区を追加
霞北共第7号				変更なし ※1				関係地区の追加		関係地区:組合定款(地区)に合わせ、地区を追加
霞北共第8号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第9号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第10号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第11号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第12号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第13号				変更なし ※1				関係地区の追加		関係地区:組合定款(地区)に合わせ、地区を追加
霞北共第14号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第15号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第16号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第17号				変更なし ※1				変更なし		
霞北共第18号				変更なし ※1				漁場区域の軽微な変更 ※1		霞ヶ浦北浦海区と内水面の境界の変更に合わせて修正

公示番号 (免許番号)	(1)ア 漁業種類の名称及び漁業時期			(1)イ 漁場の位置 ウ 漁場の区域 ※基点、計算点の緯度 経度を追記	(2) 制限又は条件	(3) 免許予定日	(4) 申請期間	(5) 存在期間	(6) 個別漁業権又は 団体漁業権の別 ※漁業法改正に伴い追加	備考
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期							
霞北区第111号	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし ※1	以下の制限又は条件を削除 「国または地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。」	令和5年9月1日	令和5年6月1日から 令和5年7月31日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日 (10年間)	個別漁業権	
霞北区第112号				変更なし ※1						
霞北区第121号				変更なし ※1						
霞北区第122号				変更なし ※1						

※1 表記は正(実質変更なし)

第2 類似漁業権以外の漁業権 ※漁業法改正に伴い追加

霞北区第112号

第3 保全沿岸漁場に関する事項 ※漁業法改正に伴い追加

該当なし

霞ヶ浦北浦海区の漁業権



第2種共同漁業権

第1種区画漁業権



免許番号	漁業種類	漁業権者
霞北共第1号	第2種共同	霞ヶ浦漁協
霞北共第2号		
霞北共第3号		
霞北共第4号		
霞北共第5号		
霞北共第6号		
霞北共第7号		霞ヶ浦漁協、麻生漁協
霞北共第8号		霞ヶ浦漁協
霞北共第9号		
霞北共第10号		
霞北共第11号		
霞北共第12号		潮来漁協
霞北共第13号		きたうら広域漁協
霞北共第14号		
霞北共第15号		
霞北共第16号		
霞北共第17号		
霞北共第18号		潮来漁協、常陸川漁協
霞北区第111号	第1種区画 (真珠養殖業)	戸田真珠(有)、清和真珠(株)、大湖真珠(株)
霞北区第112号		大湖真珠(株)
霞北区第121号		柳瀬パール(有)
霞北区第122号		渡辺 章

※第1種区画(小割式養殖業)はR6切替のため省略

公 告 (案)
(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

◎海区漁場計画に関する公聴会開催

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 5 項の規定に基づき、霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和 5 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 鈴 木 幸 雄

1 開催の日時及び場所

令和 5 年 2 月 1 6 日 午前 1 0 時
土浦市真鍋 5 丁目 1 7 番 2 6 号
土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室

2 案 件

第 2 種共同漁業（張網漁業）及び第 1 種区画漁業（真珠養殖業）に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画案について

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- (1) 縦覧に供する書類 第 2 種共同漁業（張網漁業）及び第 1 種区画漁業（真珠養殖業）に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画案の写し
- (2) 縦覧期間 県報掲載日から公聴会開催日前日まで
- (3) 縦覧場所 土浦市真鍋 5 丁目 1 7 番 2 6 号 土浦合同庁舎内
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

3 公述の申込み

公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）は、公聴会前日の午後 4 時まで別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出すること。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該海区において漁業を営む者
- (2) 当該海区において漁業を営もうとする者
- (3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の公聴会に関する手続規程（昭和 3 6 年霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第 2 号）に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

1 住 所

2 氏 名

3 年 齢

4 職 業

5 当該事案に関して利害関係を有する理由

6 発言内容の要旨

令和 年 月 日
氏名

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 鈴木 幸雄 殿

令和4年度 ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

	霞ヶ浦地区		北浦地区
1 許可対象者	霞ヶ浦漁業協同組合	麻生漁業協同組合	きたうら広域漁業協同組合
2 目的	ワカサギ人工ふ化放流事業	同 左	同 左
3 採捕従事者	組 合 員	同 左	同 左
4 採捕場所	同漁協のうち8支部の地先 (土浦、かすみがうら市、小美玉、玉造、 稲敷、古渡、美浦、阿見町)	同漁協の地先	同漁協のうち2支部の地先 (大和、北浦)
5 漁 法	建 網 漁 業 の う ち 「 ま す 網 漁 業 (張 網 漁 業) 」		
6 使用漁具の統数	70ヶ統以内	4ヶ統以内	8ヶ統以内
7 採捕の数量	ワカサギ及びその他の魚類 合計 5,000kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類 合計 250kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類 合計 400kg 以内
8 採卵目標数量	3億3,100万粒	4,950万粒	8,000万粒
9 採捕期間	令和5年1月21日から令和5年2月28日まで		
10 採捕魚の取扱い	<p>採捕したワカサギは採卵に供するものとし、廃魚*は廃棄処分ならびに試験研究及び教育実習に無償提供する場合を除き、漁業協同組合の責任において冷蔵庫に保管するなど許可期間中はこれを販売しない。</p> <p>ただし、一部の廃魚については、漁業協同組合管理のもと、漁協作成の証票を貼付するなどの取組を条件として、共同出荷・販売等を行うことができることとする。</p> <p>※ (1) 採卵、採精後のもの (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの</p>		
11 備 考	・採卵及びふ化放流は許可対象者が行い、必要に応じて水産試験場内水面支場が技術指導を行う。		

令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業実施に伴う特別採捕許可について

第1 趣旨

ワカサギの増殖を図ることを目的とした、「人工ふ化放流事業」の実施に係る特別採捕許可。

第2 許可対象

霞ヶ浦北浦海区において第2種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合

第3 適用を除外する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 第33条(採捕禁止期間)、第38条(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第4 採捕する水産動植物の種類及び数量

ワカサギ、その他の魚類 (数量は各漁業協同組合の申請数量以内)

第5 採捕の期間

令和5年1月21日から同年2月28日まで

第6 採捕の区域

申請漁業協同組合に帰属する第2種共同漁業権漁場内

第7 使用する漁具及び漁法

張網 (漁具数は各漁業協同組合の申請数量)

第8 採捕に従事する者の氏名及び住所

各漁業協同組合から事業参加者として申請のあった者

第9 使用する船舶

各漁業協同組合から申請のあった船舶

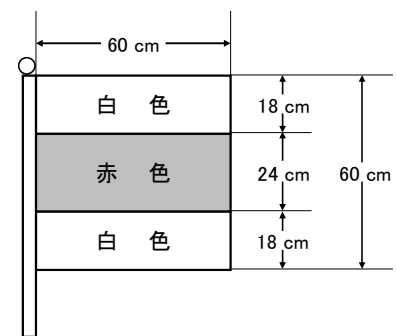
第10 許可の有効期間

許可の日から令和5年2月28日まで

第11 許可の条件

- (1) 採捕を行うときは、別記様式の「特採標識(標旗)」を見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証に記載された採捕に従事する者が記載された船舶に乗船し、採捕しなければならない。
- (3) 漁業等に被害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。
- (4) 採捕した水産動植物は、販売してはならない。ただし、採捕したワカサギのうち、漁業協同組合が実施する種卵及び廃魚の販売を除く。
- (5) 採捕及び採捕した漁獲物の処理(保管を含む)については、知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否してはならない。
- (6) 特別採捕許可に関して違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を制限し、又は取り消すことがある。

【別記様式】
(特採標旗)



【参考 1】

ワカサギ廃魚の取扱要領

平成 29 年 1 月 20 日
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

特別採捕許可に基づくワカサギ人工ふ化事業における廃魚の取り扱いについて、本要領のとおり定める。

1. 廃魚の認定基準

次のいずれかとする。

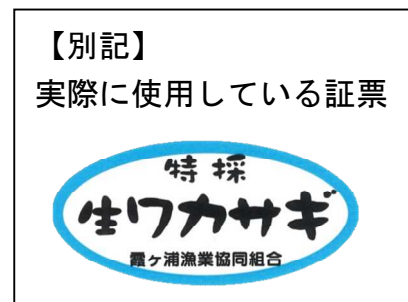
- (1) 採卵、採精後のもの。
- (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの。
- (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの。

2. 取扱責任者の設置等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚を販売しようとする場合には、取扱責任者を設置しなければならない。
- (2) (1) を設置した場合は、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長あて報告しなければならない。
- (3) 取扱責任者は、本要領に基づき廃魚の認定を行う。

3. 廃魚の販売等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚の販売を行おうとする場合には、団体名称及び特別採捕許可で採捕されたワカサギであることを内容とする証票（別記参照）を作成し、これを付すること。
- (2) (1) の証票は、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 廃魚の認定が無いワカサギを販売してはならない。



ワカサギ人工ふ化放流事業に係る採捕数量及び採卵数量実績

単位：kg（採捕数量）、万粒（採卵数量）

組合名(支部名)	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	採捕 数量	採卵 数量	採捕 数量	採卵 数量	採捕 数量	採卵 数量
霞ヶ浦	136.6	11,918	277.2	12,040	339.3	18,806
土浦	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施	
かすみがうら市	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施	
小美玉	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施	
玉造	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施	
稲敷	5.0	759	9.5	1,288	31.4	2,867
共同 美浦村・古渡	5.4	2,278	17.4	3,119	40.2	6,233
阿見町	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		60.5	1,273
自然採卵施設	126.2	8,881	250.3	7,633	207.2	8,433
麻生	11.8	3,000	13.0	3,400	11.5	2,667
霞ヶ浦 計	148.4	14,918	290.2	15,440	350.8	21,473
きたうら広域	21.4	4,245	28.4	4,831	13.1	3,697
大和	1.9	306	7.1	922	7.0	1,450
北浦	19.5	3,939	21.3	3,909	6.1	2,247
大洋	—	—	—	—	—	—
霞ヶ浦漁協より提供	(1,755)	(3,099)	—	(1,800)	—	(2,107)
潮来	—	—	—	—	—	—
北浦 計	21.4	4,245	28.4	4,831	13.1	3,697
合計	169.8	19,163	318.6	20,271	363.9	25,170